

資 料

ベルギー会社法

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄	金澤 理	中村眞澄	福井 守
奥島孝康	井上治行	荒木正孝	白石裕子

は し が き

早稲田大学フランス商法研究会は、比較法研究所の共同研究として、“フランス新会社法ならびに同法と EC 諸国の会社法および日本の会社法との接近に関する研究”という課題のもとに研究を続けてきたが、昭和49年の夏に一応この仕事を終えたので、その頃公表されていたヨーロッパ会社法案の研究とフランス商業登記法の研究を進め、前者については国際商事法務の特集号（Vol. 2, No. 7）で、後者については比較法学第10巻第2号の資料欄において、すでに公表し、フランス会社法については、早稲田法学に第47巻第3号以降連載中である。

フランス会社法のつぎには、法系を同じくするベルギー、ルクセンブルクの会社法を研究するのが都合がよかったので、ベネルックス3ヵ国の会社法の研究を共同研究の課題に選んで、毎週1回定例研究会を開いて、この研究を続け、本年10月初めにベルギー会社法を一応終えて、現在はルクセンブルク会社法の研究に入っている。

ベルギー会社法の研究に際して感じたことは、Wallon 語とフランス語との微妙なちがいを日本語でいかに表現したらよいかという苦悩であり、参考図書の少ないことであった。こうした不自由というものは、比較法の研究に大きな障害となるものであることを痛感し、また、この邦訳に誤りがなければよいがと、心配でもある。

ちなみに、ベネルックス3ヵ国会社法の研究が、早稲田大学指定課題研究として採択されたこと、ならびに、「比較法学」が、研究発表の機会を与えられたことに対して、心からお礼を申し上げたい。

昭和51年10月

大 野 實 雄

ベルギー会社法目次

- 第1節 総則
- 第2節 合名会社
- 第3節 合資会社
- 第4節 株式会社
 - 第1款 株式会社の性質および名称
 - 第2款 株式会社の設立
 - 第3款 株式およびその移転
 - 第4款 株式会社の管理および監督
 - 第5款 株主総会
 - 第6款 財産目録および貸借対照表
 - 第7款 会社文書に表示すべき記載事項
 - 第8款 社債の発行
 - 第9款 株式会社の存続期間および解散
- 第5節 株式合資会社
- 第6節 有限会社
 - 第1款 有限会社の性質および設立
 - 第2款 持分およびその移転
 - 第3款 有限会社の業務執行
 - 第4款 有限会社の存続期間および解散
- 第7節 協同会社
 - 第1款 協同会社の性質および設立
 - 第2款 社員および会社資金の変更
 - 第3款 第三者の利益の保護
- 第8節 会社の組織変更
- 第9節 当座組合および匿名組合
- 第10節 会社の清算
- 第11節 訴権および時効
- 第12節 外国で設立された会社
- 第13節 罰則
 - 追加規定
 - 経過規定

ベルギー商法典

第9章 会 社

第1節 総 則

第1条〔定義，適用法規〕

- ① 商行為を目的とする会社は，これを商事会社とする。
- ② 商事会社は，社員の合意にもとづく定め，商事特別法および民法の規定にしたがうべきものとする。

第2条〔会社の種類，法人格〕

- ① つぎの会社は，これを商事会社とする。
 - 合名会社
 - 合資会社
 - 株式会社
 - 株式合資会社
 - 有限会社
 - 協同会社
- ② 商事会社は，すべてその社員の人格とは別個の法人格を有するものとする。

第3条〔法人格を認めない組合〕

前条以外の商事当座組合および商事匿名組合には法人格を認めない。

第4条〔設立証書の作成〕

① 合名会社、合資会社および協同会社を設立する場合には特別の設立証書を作成しなければならない。この規定に反するときは設立を無効とする。設立証書は公署証書または私署証書とし、私署証書は民法典第1325条にしたがって作成しなければならない。ただし、協同会社については原本2通の私署証書をもって足りる。

② 株式会社、有限会社および株式合資会社を設立する場合には、公署証書による設立証書を作成しなければならない。この規定に反するときは、設立を無効とする。

民法典第1325条〔私署証書の原本〕

① 双務契約を内容とする私署証書は、利害関係を異にする当事者の数と同数の原本を作成したときにかぎり効力を有するものとする。

② 同一の利害関係を有する数人については原本1通をもって足りる。

③ 原本の各通には、作成された原本の数を表示しなければならない。

④ 前項の規定にかかわらず、原本が2通、3通等作成されたことの表示を欠く場合においても、証書に記載された契約をすでに履行した者は、この表示の欠缺をもって相手方に対抗することができない。

第5条〔当座組合および匿名組合の成立の立証〕

当座組合および匿名組合の成立は、帳簿、信書の提示または、裁判所が認めたときは、証言によってこれを証明することができる。

第6条〔合名会社等の設立証書の公示〕

合名会社、合資会社、社員が連帯無限の責任を負う協同会社および有限会社の設立証書は、その抄本をもって公示し、公示の費用は利害関係人の負担とする。

第7条〔抄本による公示事項〕

抄本には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- a) 合名会社および合資会社については、
 - 連帯責任を負う社員の氏名住所
 - 会社の商号
 - 業務執行社員および会社の署名をなすべき者の氏名
 - 合資会社の社員の出資とその履行部分
 - 合資会社の有限責任社員の氏名住所ならびに各社員の出資義務の内容
 - 会社の存立期間の始期および終期
- b) 有限会社および社員が連帯無限の責任を負う協同会社については、
 - 1° 各社員の氏名住所
 - 2° 商号または名称
 - 3° 本店所在地
 - 4° 目的
 - 5° 資本の額
 - 6° 資金の形成方法
 - 7° 会社の成立時期および存続期間
 - 8° 業務執行、会社代表の権限を与えられた者の氏名住所およびその権限
 - 9° 毎営業年度の始期および終期
 - 10° 計算書類承認のための通常総会の日時を定めた場合は、その日時

三〇一

第8条〔抄本の署名者〕

会社設立証書が、公署証書である場合は、その抄本には公証人が署

名し、私署証書である場合は、その抄本には連帯責任を負う社員の全員または署名すべき社員として他の連帯責任を負う社員から特別の委任を受けた連帯責任を負う社員 1 人が署名しなければならない。

第 9 条〔株式会社等の設立証書の公示〕

株式会社、株式合資会社および協同会社の設立証書は、その全文を公示しなければならない。設立証書に添付された公署証書による委任状または私署証書による委任状はこれを公示することを要しない。

第 10 条〔設立証書またはその抄本の提出、管理、第三者対抗要件〕

§ 1

① 前数ヵ条により公示すべき設立証書またはその抄本は、設立証書が確定した日から 2 週間以内に、会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の書記局に提出しなければならない。設立証書またはその抄本が提出されたときは受領証を交付しなければならない。

② 外国会社については、ベルギー国内に在るその支店または営業所の所在地を管轄する商事裁判所の書記局に、支店または営業所が存在しないときは、外国会社の選択する商事裁判所の書記局に前項の書面を提出しなければならない。

③ 前 2 項の書面の提出後の届出は、前 2 項と同一の書記局にこれを提出しなければならない。

④ 有限会社の設立証書の謄本 1 通、社員が無限責任を負う協同会社の設立証書の謄本 1 通または原本の写し 1 通を、公示のための抄本と同時に提出しなければならない。

⑤ 全文のまま提出する設立証書に添付すべき公署証書による委任状または私署証書による委任状ならびに第 29 条の 2、第 34 条、第 107 条、第 120 条の 2 および第 122 条に定める出資検査役の報告書は、そ

の謄本または原本をもって、関連する設立証書と同時に提出しなければならない。

§ 2

① §1にしたがい提出された書類のうち、商事会社が提出したものは、商業登記に関する1964年7月20日の法律にもとづき各会社について書記局に備付けられている申請書類綴込帳に編綴し、民事会社または第198条に該当しない外国会社が提出したものは、これらの会社について書記局に備付けられている申請書類綴込帳に編綴しなければならない。

② 申請書類綴込帳の作成方式は勅令をもってこれを定める。

③ なにびとも特定の会社に関する登記関係書類を無料で閲覧し、かつ、書記局に対する手数料のみを支払って、その全文または一部の写しの交付または郵送による交付を申請することができる。

④ 前項の写しには、申請人が不要である旨を申出でないかぎり、原本と相違ない旨の認証文を附記しなければならない。

§ 3

① 公示は官報の附録においてこれを行なう。

② 公示は書類提出後2週間以内にこれを行なわなければならない。公務員の責に帰すべき事由によって公示がなされずまたは遅延した場合には、これに対して損害賠償を請求することができる。

③ 設立証書またはその謄本を受理すべき公務員の指定ならびに登録書類の提出および公示の方法・条件は、勅令をもってこれを定める。

§ 4

① 設立証書またはその謄本は、官報の附録にこれを公示した日以後でなければ第三者に対してこれを対抗することができない。ただし、第三者が公示前にその内容を知っていたことを会社が証明した場合は、このかぎりではない。

三〇〇

② 前項の規定にかかわらず、第三者は公示前であっても設立証書またはその抄本の内容を援用することができる。

③ 公示の日から15日以内になされた行為に関しては、公示を知ることが不可能であったことを証明した第三者に対しては、設立証書またはその謄本の内容をもって対抗することができない。

④ 提出した原文と官報の附録に公示された原文とが一致しない場合には、後者をもって第三者に対抗することができない。ただし、第三者が提出原文を知っていたことを会社が立証しないかぎり、第三者は公示された原文を援用することができる。

第11条〔公示未了の会社が提起する訴の不受理〕

前数ヵ条にしたがって官報の附録に設立証書を公示している会社が提起した訴でなければ、これを受理しない。

第11条の2〔総会の決議にもとづく設立証書の変更手続〕

総会の決議にもとづく会社設立証書の変更は、設立証書の作成方式に従ってこれを行わなければならない。これに反する変更は無効とする。

第12条〔提出・公示を必要とする書面と第三者対抗力〕

§1

前数ヵ条にしたがい、つぎに掲げる書類を提出し、かつ、その公示手続をとらなければならない。

二
九
九

- 1° 法律により官報の附録において公示することを要する書類
- 2° 設立証書に定めた規定の変更で法律がその提出および公示を定めた事項に関する書類
- 3° つぎに掲げる者の選任および終任に関する書類の抄本

- a) 株式会社, 株式合資会社および有限会社の取締役, 業務執行者および監査役
 - b) 株式会社および株式合資会社における取締役の日常の業務の代行者
 - c) 法人格を有する会社の清算人
 - d) 仮取締役
- 4° 清算の方法を定めた書面の謄本, ならびに法律または定款により清算人の権限がとくに明確に定められている場合を除き, 清算人の権限を定めた書面の抄本
- 5° 会社の解散, 設立無効, 定款変更の無効を宣告する判決が確定したときまたはその旨の仮処分命令がなされた場合には, その判決または命令の抄本, 仮処分を取消す決定がなされた場合にはその決定の抄本

この抄本には, つぎの事項が記載されていることを要する。

- a) 会社の商号および本店所在地
- b) 裁判がなされた年月日および裁判所名
- c) 清算人あるときは, その氏名および住所

§ 2

① つぎの場合には, 会社の権限ある機関の署名ある申告書を提出しなければならない。

1° 存続期間の満了その他の事由により会社が解散したとき

2° 本条 §1 第 3 号に掲げる者が死亡したとき

② この申告書は前数ヵ条にしたがいこれを提出し, かつ, 公示しなければならない。

§ 3

① つぎに掲げる書面を, 前数ヵ条にしたがって, 提出しなければならない。

- 1° 官報の附録に抄本によって公示することを要しない有限会社設立証書の変更証書
- 2° 株式会社、株式合資会社または有限会社の定款を変更したときは、新定款の全文
- 3° 本法により商事裁判所書記局に提出することを要する書面
- ② 前数ヵ条に従い公示される官報の附録の記載には、 §3 によって提出することを定められた書面の題名を示さなければならない。
- §4 §1 ないし §3 により公示すべきものと定められた書面および記載事項は、第10条 §4 に定める条件にしたがい、これを第三者に対抗することができる。

第13条〔業務執行および会社代表〕

- ① 会社の業務執行および代表は、業務執行者または取締役がこれを行なう。業務執行者または取締役の権限は、設立証書およびその実施のために設立後作成される証書によってこれを定めなければならない。
- ② 機関たる資格において、会社に責任を生ぜしめる権限を有する者に関する公示手続が履行されたときは、その選任が適法でなかったとしても、これをもって第三者に対抗することができない。ただし、会社が第三者の悪意を証明した場合はこのかぎりではない。

第13条の2〔設立中の会社の名による債務〕

- ① 会社が法人格を取得する前に設立中の会社の名において債務を負担した者は、名義のいかんを問わず、反対の特約がないかぎり、会社設立後2ヵ月以内に会社が債務を引受けず、または、債務が生じたときから2年以内に会社が設立されなかったときは、個人的にかつ連帯して責任を負うものとする。
- ② 会社が債務を引受けたときは、当初から会社が契約したものと

みなす。

第13条の3〔株式会社等の設立無効〕

① 株式会社、有限会社および株式合資会社の設立の無効は、つぎの場合にかぎり、これを宣告することができる。

- 1° 設立証書が公署証書によって作成されていないとき
- 2° 設立証書に会社の名称、目的、出資もしくは引受済資本の額の記載がないとき
- 3° 会社の目的が不法であるとき、または公の秩序に反するとき
- 4° 適格性を有する発起人が2人未満であるとき

② 損益分担を定める設立証書の条項が民法典第1855条に反する場合は、この条項は記載がないものとみなす。

民法典第1855条〔獅子条項の無効〕

① 社員の1人に利益の全部を与える旨の約定は、これを無効とする。

② 損失の分担を免除し、1人または数人が会社に出資すべき金銭または財産の出資の履行を免除する約定についても前項と同様とする。

第13条の4〔設立無効の判決とその対世的効力〕

§1

① 法人格を有する会社の設立の無効は、判決によって宣告されることを要する。

② 設立の無効は、これを宣告する判決のときからその効力を生ずる。

③ 前項の規定にかかわらず、第三者に対しては、第12条 §1 第5号に定める判決の公示のときから、かつ、第10条に定める条件にしたがい、設立無効を対抗することができる。

§ 2

会社または社員は、法人格を有する会社が、第4条または第13条の3第1項第1号もしくは第2号にもとづく形式上の瑕疵あることにより無効であることを第三者に対して、抗弁によっても、主張することができない。ただし、§1にもとづき公示された判決によって無効が確認されている場合はこのかぎりではない。

§3 §1 および §2 は、第11条の2による会社の設立証書の総会の決議による変更の無効に、これを準用する。

第13条の5〔設立無効の場合の清算〕

① 第13条の4にしたがい判決によって設立無効が宣告されたときは、解散の場合に準じて、清算を行わなければならない。

② 設立の無効は、会社が負担し、または、会社に対して負担した債務の効力を妨げず、かつ、清算状態にもとづく効果に影響を及ぼさない。

③ 裁判所は清算人を選任することができる。裁判所は、設立無効が第4条または第13条の3第1項第1号もしくは第2号にもとづいて宣告された場合を除き、設立を無効とされた会社の社員間における清算の方法を定めることができる。

第14条〔会社に関する手続規定の適用除外〕

商事当座組合および商事匿名組合に対しては、会社について定められた手続に関する規定はこれを適用しない。

第2節 合名会社

第15条〔定義〕

合名会社とは、2人以上の者の契約によって設立され、人的会社の

商号のもとに商行為をなすことを目的とする会社をいう。

第16条〔商号〕

合名会社は、社員の氏名のみをもってその商号とすることができる。

第17条〔社員の責任〕

合名会社の社員は、社員の1人が署名した場合においても、会社の商号をもってしたときは、すべての会社債務につき連帯して支払の責を負う。

第3節 合資会社

第18条〔定義〕

合資会社とは、無限責任社員と称する1人または数人の連帯責任を負う社員と、有限責任社員と称する1人または数人の出資者たる社員との契約によって設立される会社をいう。

第19条〔商号〕

① 合資会社の商号には、1人または数人の無限責任社員の氏名を表示しなければならない。

② 合資会社の商号には、有限責任社員の氏名を表示することはいない。

第20条〔無限責任社員の地位〕

数人の無限責任社員が存するとき、その会社は、これらの社員に対しては合名会社であり、たんなる出資者に対しては合資会社である。

第21条〔有限責任社員の責任〕

① 有限責任社員は、自己の引受けた出資額を限度として会社の債務および損失を負担する。

② 有限責任社員の受領した利息および利益が会社の損失を填補することなく支払われたものであるとき、第三者は有限責任社員に対して、これを会社に返還すべきことを請求することができる。この場合、業務執行者に詐欺、悪意または重大な過失があるときは、有限責任社員は、自己が返還義務を負った金額の支払を業務執行者に請求することができる。

第22条〔有限責任社員による業務執行の禁止等〕

① 有限責任社員は、代理人としての資格においても、いかなる業務執行行為をも行なうことはできない。

② 有限責任社員が業務執行者に意見および勧告をなし、業務の監督および監査を行ない、業務執行者の権限を超える行為につき授権した場合においても、これにより有限責任社員はいかなる責任をも負わない。

第23条〔有限責任社員が責任を負う場合〕

① 前条第1項に定める禁止に違反して業務執行行為に参加した有限責任社員は、会社のすべての債務につき第三者に対して連帯して責任を負う。

② 有限責任社員は、自己が参加しなかった業務執行行為から生じた債務についても、平常、会社の業務を執行し、またはその氏名が会社の商号中に表示されているときは、第三者に対し連帯して責任を負う。

第24条〔持分譲渡の方式と効力〕

社員間の契約により許可された持分の譲渡は、民法の定める方式にしたがう場合にかぎり行なうことができる。持分の譲渡人は、持分譲渡の公示前に生じた会社の債務についてその責を免れることはできない。

第25条〔仮業務執行者の選任〕

① 業務執行者が死亡し、法定の資格を喪失または業務執行に支障を生じた場合であって、かつこの場合においても会社が継続する旨の定款の定めがあるときは、利害関係人の申請にもとづき商事裁判所長は、有限責任社員または社員以外の者から仮業務執行者を選任することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合はこのかぎりではない。仮業務執行者は、命令をもって定める期間内にかぎり、緊急の行為および管理行為のみを行なう権限を有する。ただし、この期間は1ヵ月を超えることはできない。

② 仮業務執行者は、委任された業務の執行についてのみ責任を負う。

③ 利害関係人は、第1項に定める命令に対して異議を申立てることができる。異議の申立は、仮業務執行者に選任された者および選任を申請した者に対して通知しなければならない。異議の申立については即決審理によって決定する。

第4節 株式会社

第1款 株式会社の性質および名称

第26条〔定義〕

株式会社とは、社員が会社に対して一定の出資義務を負う会社をいう。

第27条〔商号—その1〕

株式会社は、人的会社の商号を選定することはできない。株式会社の商号には、いかなる社員の氏名をも表示することはできない。

第28条〔商号—その2〕

① 株式会社は、独自の名称またはその企業の目的を表示する名称をもってその商号としなければならない。

② 株式会社は、他の会社の商号と異なる商号を選定しなければならない。

③ 会社の商号が同一であるとき、または類似の商号により誤認を生じさせるときは、利害関係人はその変更を請求し、損害を生じたときはその賠償を請求することができる。

第2款 株式会社の設立

第29条〔株式会社設立の要件〕

① 株式会社を設立するためには、つぎに定める要件を具備しなければならない。

1° 社員が7人以上あること

2° 資本が全額引受済であること

3° 金銭の払込または現物出資の給付によって各株式につき5分の1以上の払込があること

② 前項に定める要件が具備されたことは、公署証書をもってこれを証明しなければならない。

第29条の2〔現物出資および金銭出資の履行の方法〕

① 出資が金銭の払込によらない場合には、1人または数人の発起人の申請にもとづき、会社の設立予定地を管轄する商事裁判所長は、

会社の設立前に公認会計士たる出資検査役を選任しなければならない。
出資検査役は、とくに各現物出資の目的物、採用された評価の方法およびこれに対して与える株式につき報告しなければならない。

② 会社の設立に際して払込む金銭出資の場合、払込金は、会社の設立前に、金銭債務の振替決済の利用を促進するための1967年11月10日勅令第56号第1条に定める金融機関のいずれかにおいて設立中の会社の名をもって開設された特別口座に払込または振替の方法によって預託しなければならない。払込金を預託したことを証する書面は設立証書に添付しなければならない。

③ 前項に定める特別口座は、設立される会社の専用としなければならない。証書を作成した公証人が会社の設立を前項の預託機関に通知したのち、会社を代表する権限を有する者は、この特別口座から払戻をうけることができる。

④ 会社が特別口座の開設後3ヵ月以内に設立されないときは、払込金は、これを預託した者の請求にもとづき返還しなければならない。

第30条〔設立証書の記載事項〕

① 設立証書には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 企業の目的の明確な表示

2° 金銭の払込によらない出資の目的物、その出資の条件、出資者の氏名および第29条の2に定める出資検査役の報告の結論

2°の2 第29条の2の規定にしたがって金銭による払込を受託した機関

3° 会社に出資された不動産につき、その出資前5年以内になされた有償の譲渡ならびにその条件

4° 出資された財産上に設定されている抵当権または動産抵当

5° 出資された条件付権利の実現に必要な条件

二九〇

6° 各発起人に特別利益を付与する理由およびその内容

7° いかなる形式によるかを問わず、会社が負担または設立によって会社の負担に帰すべき費用、報酬その他の負担の額または概算額

② 設立証書に添付される委任状には、前項に掲げる事項を記載しなければならない。

第31条〔発起設立〕

① 会社は、すべての社員がみずから出頭し、または公署証書もしくは私署証書をもって作成した委任状を有する代理人が出頭して作成した1通または数通の公署証書によって設立することができる。

② 前項の公署証書に記載された者は、これを会社の発起人とみなす。ただし、資本の3分の1以上に当る株式を有する1人または数人の株主がその証書に発起人として指定されているときは、その証書に記載された発起人以外の者は、金銭をもって株式を引受けるにとどまり、いかなる特別利益をも直接または間接に受けることなく、株式引受人としてのみ責任を負う。

第32条〔募集設立、株式申込証の記載事項等〕

① 会社は、株式申込証をもってする募集の方法によってもこれを設立することができる。

② 前項の場合には、事前に公署証書によって設立証書を作成し、これを定款案として公示しなければならない。この証書に記載された者は会社の発起人とみなす。

③ 株式の申込は株式申込証2通をもってこれを行ない、株式申込証には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 定款案として作成された設立証書作成の年月日およびその公

示の年月日

2° 発起人の氏名、職業および住所

3° 資本の額および株式の総数

4° 第30条に定める事項

5° 各株式につき、その引受額の5分の1以上の株金を払込むこと、または遅くとも会社の設立が確定するときまでにその払込をなすべき義務があること

④ 株式申込証には、会社の設立を確定するために3ヵ月以内に開催される創立総会に株式引受人を招集することを記載しなければならない。

⑤ 目論見書および回状には、株式申込証と同一の事項を記載しなければならない。掲示および新聞紙に掲載される広告についても同様とする。ただし、会社の定款案の公告の年月日の記載があるときはこのかぎりではない。

第33条〔創立総会と会社設立の確定〕

① 発起人は、一定の日に公証人が出席して開催される創立総会において、第29条に定める条件が具備していることを、これを証する書面を提出して証明しなければならない。

② 発起人を除く出席した株式引受人の過半数が会社の設立に異議を主張しないとき、発起人は会社の設立が確定したことを宣言しなければならない。

③ 株式引受人の名簿および株式の払込の状況を示す書面を添付した総会の議事録が公署証書をもって作成されたときは、会社の設立が確定されたものとする。

二
八
八

第34条〔資本増加の手続〕

① 会社の設立につき定められた手続および条件は、資本増加の場合にもまたこれを適用する。

② 資本増加が現物出資を含む場合、会社は、これに関する会計士監査役の報告書、または会社が会計士監査役を有しないときは取締役会によって選任された公認会計士の報告書を事前に作成しなければならない。この報告書には、とくに現物出資の目的物、採用された評価の方法およびこれに対して与える株式を記載しなければならない。この報告書は、取締役会の作成する特別報告書に添付しなければならない。特別報告書には、現物出資および当該資本の増加が会社にとって有する利益ならびに取締役会の作成する報告書が会計士監査役または公認会計士の報告書の結論と異なるときはその理由を記載して開示しなければならない。

③ 取締役会の特別報告書および監査役の報告書の承認に関する件はこれを議事日程に表示し、報告書の写し各1通を記名株主に送付しなければならない。また、総会に出席するために定款所定の手続をとった者に対しても直ちにその写し各1通を交付しなければならない。すべての株主は、総会の開催される2週間前に、株券を提出して報告書の謄本1通の交付を無償で請求する権利を有する。

④ 資本の増加が株式申込証によってなされたときは、株式申込証には第32条第3項第3号ないし第5号および第36条第1項第1号、第3号、第4号および第6号に定める事項を記載しなければならない。

第35条〔発起人または取締役の責任〕

二八七 発起人および資本増加の場合の取締役は、反対の定めがあるときといえども、つぎに掲げる債務につき利害関係人に対して連帯して責任を負う。

1° 会社が7人以上の社員を有するときまでに約定された会社の

債務

- 2° 株式の引受が有効に行なわれなかった資本の部分。この場合、
発起人または取締役は法律上当然に株式引受人とみなされる。
- 3° 株式の払込金額が引受額の5分の1に達しない場合の未払込
金
- 4° 第13条の3の規定の適用により宣告された会社の設立無効、
第30条、第32条および第34条に定める事項が定款もしくは定款
案または株式申込証に記載がないかもしくは虚偽の記載がなさ
れたこと、または現物出資に対する明白な過大評価の直接の結
果として生じた損害の賠償

会社の受任者として、または会社の承諾を得ることを保証し
て第三者に対し債務を負担した者は、有効な委任がなかったと
き、または約定後2ヵ月以内にその債務の追認を得られなかっ
たときは、個人として義務を負ったものとみなす。約定がなさ
れた本人の氏名が表示されていないときは、上記期間はこれを
2週間に縮減する。発起人は、これらの債務につき連帯して責
任を負う。
- 5° 無能力者によって負担された債務

第36条〔証券の発行と通知書の公告〕

① 株券、受益者証券または持分の公衆に対する情報提供、募集お
よび売出は、いかなる名称をもってする場合においても、売主が日付
を付して署名した通知書を官報の付録に公示したのちにこれを行なわ
なければならない。この通知書には、署名者の氏名、職業および住所
のほか、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

二
八
六

- 1° 設立証書作成および定款変更の各年月日ならびにこれらを公
示した各年月日

2° 会社の目的、資本の額および表示された資本に相当しない株式または持分があるときは、その数。その株式または持分に付与された権利、とくに総会における議決権

3° 未払込資本の額および各株式に関する未払込金額

4° 取締役会および監査役会の構成

5° 第30条に定める記載事項

6° 最終の貸借対照表および損益計算書またはこれらの計算書類が公示されていないときはその旨

② 前項の規定にかかわらず、公衆に対する情報の提供、募集または売出の行なわれる株券または受益者証券もしくは持分が設立後5年以上経過した会社のものであるときは、前項第1号ないし第4号および第6号に定める事項のみを通知書に記載すればたりる。

③ 第1項に定める公示は、証券の公衆に対する情報提供、募集または売出の日の10日前にこれを行なわなければならない。

第37条〔通知書記載事項の転記〕

① 目論見書および回状には、通知書に記載された事項を転記しなければならない。

② 株券の売出が公募によって行なわれるときは、株式申込証についても前項と同様とする。株式の申込は、株式申込証2通をもってしなければならない。

③ 掲示および新聞紙への掲載には、通知書の記載事項を転記しなければならない。ただし、掲示および掲載に通知書公示の年月日、売出される証券の数および価格が表示されているときはこの限りではない。

第38条〔公示の義務に違反した者の民事責任〕

第36条および第37条に定める規定に違反した者は、これにより生じ

た損害につき連帯して責任を負う。

第39条〔公示手続規定の適用除外〕

前数ヵ条に定める公示の手続は、裁判所によって命じられ、または証券取引委員会によって定期的に行なわれる株券、受益者証券または持分の公売にはこれを適用しない。

第40条〔証券の上場と公示義務〕

① 株券、受益者証券または持分を証券取引所に正規に上場するためには、第36条の定める公示を事前に行なわなければならない。この公示手続は、上場を申請する者が行なわなければならない。

② 株券の正規の上場の承認を申請する3ヵ月前にすでに公示手続がなされているときは、公示手続の更新を必要としない。

第3款 株式およびその移転

第41条〔資本と株式の関係、小割株、株券の分割・併合〕

① 株式会社の資本は、額面株式または無額面株式にこれを分割する。会社資本を構成する株式のほか、会社は、受益者証券または持分を発行することができる。受益者証券または持分に与えられる権利は、定款をもってこれを定める。

② 株式は、これを小割株に分割することができる。本法第71条および第219条に定める場合を除き、小割株が所定数に達したときは、株式と同一の権利が与えられる。

③ 株式および小割株には通し番号を付さなければならない。

④ 複数の株式を有する株主は、会社に対し、その株券を、続き番号の10株、100株、500株、1000株を表示する併合株券の1枚または数枚と交換することを請求することができる。

⑤ 併合株券の所持人は、会社に対し、その株券を複数の単一株券と交換することを請求することができる。

⑥ 前2項の交換に要する費用は、これを株主の負担とする。

第42条〔記名株式原簿の備置義務、記載事項〕

会社は、記名株式原簿を本店に備置かなければならない。株主は、その原簿を閲覧・謄写することができる。この原簿には、つぎの事項を記載しなければならない。

各株主の氏名および住所ならびにその有する株式の数
払込済金額の表示

株式の移転の年月日、定款にもとづき記名株式から無記名株式への転換が行なわれたときはその事実

第43条〔記名株式の移転とその対抗要件等〕

① 記名株式に関する権利は、前条に定める原簿への登録により証明される。

② 会社は、原簿への登録を証する証明書を株主に交付しなければならない。

③ 記名株式の譲渡は、記名株式原簿の名義書換の申告にもとづき、かつ、民法第1690条に定める指名債権譲渡に関する規定にしたがわなければならない。この申告書には、移転の年月日を記載し、株式の譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人がこれに署名しなければならない。株式の移転が、譲渡人および譲受人の合意を証する信書その他の文書により証明されるときは、会社は、その株式の移転を承諾し、原簿に登録することができる。

④ 株式が数人の者により共有されているときは、会社は、会社との関係において株主とされる者1人が選定されるまで、その株式に属

する権利の行使を停止することができる。

第43条の2〔記名株式原簿の分割および写し〕

① 取締役会は、記名株式原簿を2部に分割し、その1部を会社の本店に備置き、他の1部をベルギー、植民地または外国にある本店以外の場所に備置くことを定めることができる。

② 記名株券その他の記名証券の所持人は、その選択にしたい、2部の原簿のいずれかにつき名義書換を請求することができる。

③ 原簿各部の写しは、他の部が保管されている場所にこれを備置かなければならない。この写しは、複写機を用いて作成しなければならない。

④ この写しは、原簿にもとづいて毎日更新することを要し、それが不可能である場合には、事情の許すかぎり速やかにこれを補完しなければならない。

⑤ 株主は、記名株式原簿およびその写しの各部を閲覧・謄写することができる。

⑥ 取締役会は、官報の附録への公示の方法により、原簿の第2部の備置場所を知らせなければならない。この場所は、取締役会の決定をもって変更することができる。

⑦ 記名株式原簿を2部に分割することを定める取締役会決議は、定款変更に関する方式にしたがって行なわれる株主総会決議によってのみ変更することができる。

⑧ 各部についての名義書換の方式は、勅令をもってこれを定める。

第44条〔無記名株券への署名、記載事項等〕

① 無記名株券には、2人以上の取締役の署名がなければならない。この署名は、記名判をもって代用することができる。

- ② 無記名株券には、つぎの事項を記載しなければならない。

会社設立証書の作成の年月日および公示の年月日

数種の株式を発行したときは各株式の数および種類、株券の券面額または会社資本に対する割合、および各種類の証券に与えられる議決権の数

出資の構成の概要および出資がなされた条件

発起人に与えられた特別利益

会社の存続期間

- ③ 会社は、証券の形式に関する勅令の定める基準にしたがわなければならない。

第45条〔無記名株式の譲渡の方式〕

無記名株式の譲渡は、証券のたんなる交付によってこれを行なう。

第46条〔株式譲渡の条件、記名株券等と無記名株券等との相互転換〕

- ① 株式の譲渡は、会社が確定的に設立され、かつ株式の発行価額の5分の1が払込まれたのちでなければ、有効とされない。

- ② 株式は、全額払込済となるまでは、これを記名株式とする。

- ③ 無記名株券または無記名証券の所持人は、いつでも、その費用を負担して、その記名株券または記名証券への転換を請求することができる。

第47条〔受益者証券等の流通の条件、譲渡の方法等〕

- ① 受益者証券または持分、ならびに直接または間接になんらかの権利を与えられているすべての証券は、その発行後第2回目の年次貸借対照表が公示されたのち10日を経過したのちでなければこれを流通させることができない。

② この期間が経過するまでは、第1項に定める証券の譲渡は、公署証書または私署証書によってこれを行ない、かつ譲渡のなされた日から1ヵ月以内に会社に通知した場合にかぎりこれを行なうことができる。本項に違反した場合は、その行為はすべてこれを無効とする。

③ 無効は、譲受人のみがこれを主張することができる。

④ 第2項に定める証券の譲渡に関する証書には、証券または持分の種類、その発行の年月日および譲渡に関する条件を記載しなければならない。

第48条および第49条廃止

第50条〔受益者証券、原簿等の記載事項〕

① 第47条に定める証券が記名証券であるときは、その証券の種類、発行の年月日および譲渡に関する条件を、会社の作成する証券原簿および登録証明書に記載しなければならない。

② 第47条に定める証券が無記名証券であるときは、同条第1項に定める期間が経過するまでは、証券を会社の金庫に保管し、かつ、その種類、発行の年月日および譲渡に関する条件を証券に記載しておくなければならない。

③ 前項に定める証券の預り証にも、前項の記載事項を転記しなければならない。

第51条〔会社資本の状況の公示〕

① 会社資本の状況は、少なくとも年1回、貸借対照表に続けて、これを公示しなければならない。

② 会社資本の状況の公示には、つぎの事項を記載しなければならない。払込済金額の表示

未払込額のある株式を有する株主の名簿および各株主の払込むべき金額

③ 前項の名簿の公示は、名簿によって証明される株主の異動に関しては、第12条にもとづいてなされる公示と同一の効力を有する。

第52条〔株式引受人の義務および求償権〕

① 株式引受人は、反対の特約がある場合といえども、株式の引受価額の全額につき払込をなす義務を負う。株式の譲渡は、その公示前の払込義務を免除するものではない。

② 旧株主の求償権の行使については、株券の直接の譲受人およびその後の譲受人は、これを連帯債務者とする。

第4款 株式会社の管理および監督

第53条〔株式会社の管理を行なう者〕

① 株式会社の管理は、任期の定めがあり、解任することのできる、有償または無償の受任者をもってこれを行なう。

第54条〔取締役会の権限とその制限、共同代表〕

① 取締役会は、会社の目的たる事業の実行に必要なまたは有益なすべての行為をなす権限を有する。ただし、本法により総会に留保されている権限を除く。

② 取締役会は、第三者に対する関係において会社を代表し、会社が原告または被告となるときは裁判上会社を代表する。

二七九 ③ 会社は、定款をもって、前2項により取締役会に与えられた権限につき、制限を加えることができる。ただし、この制限ならびに取締役間の合意により定められた業務分担は、公示のある場合であっても、これを第三者に対抗することができない。

④ 前項の規定にかかわらず、会社は、定款をもって、裁判外または裁判上において単独でまたは共同して会社を代表する権限を、1人または数人の取締役に与えることができる。

⑤ 前項の規定は、第10条に定める条件をみたすときは、これを第三者に対抗することができる。

第55条〔取締役の員数、選任・解任、仮取締役〕

① 取締役は3人以上でなければならない。

② 取締役は、株主総会においてこれを選任する。ただし、最初の取締役は、会社設立証書によりこれを指名することができる。

③ 取締役の任期は6年を超えることができない。取締役は、総会の決議により、いつでもこれを解任することができる。

④ 定款に別段の定めがある場合を除き、取締役に欠員が生じたときは、残存取締役および監査役の協議により、仮取締役を選任することができる。この場合には、次の株主総会において、改めて取締役の選任を行わなければならない。

第56条〔再選の許容および補充取締役の任期〕

定款に別段の定めがある場合を除き、取締役はこれを再選することができる。任期満了前に欠員が生じた場合については、補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第57条〔取締役の担保株—その1〕

① 各取締役は、その業務執行を担保するため、一定数の株式を、
会社に提供しなければならない。

② 前項の株式は、これを記名式としなければならない。これらの株式が株主によって担保として提供されている旨は、これを株主ごと

に株式原簿に記載しなければならない。

第58条〔取締役の担保株—その2〕

- ① 各取締役の預託すべき担保株の数は、定款をもってこれを定める。
- ② 取締役の業務執行を担保すべき株式が第三者に属するものであるときは、預託に際し、株主の氏名を表示し、かつ、その旨を次回の総会において開示しなければならない。
- ③ 定款に別段の定めがある場合といえども、総会は、いつでも、かつ単純多数決により、取締役に対し、総会の定める種類および数量の担保の追加を命じることができる。

第59条〔取締役の担保株—その3〕

設立証書により指名された取締役については、会社設立の確定の時から1ヵ月以内に、総会により選任された取締役については、その選任の時もしくは取締役が総会に出席していなかった場合には取締役に対してなされるべき通知到達の時から1ヵ月以内に、前2条に定める条件がみたされない場合には、当該取締役は辞任したものとみなされ、総会は後任者を補充しなければならない。

第60条〔利益相反行為と取締役〕

- ① 会社と利益相反関係にある取締役が、取締役会の承認をうくべき取引を行なうに際しては、取締役会にあらかじめその旨を通知し、かつ、取締役会議事録にその取引に関する事項を記載させなければならない。利益相反関係にある取締役は、この決議に加わることができない。
- ② 次回の総会においては、他のすべての議題についての決議に先立ち、取締役の1人が会社と利益相反関係にある取引をなした旨を、

とくに報告しなければならない。

第61条〔取締役と会社債務〕

取締役は、会社の債務に関し、個人としてはいかなる義務をも負担するものではない。

第62条〔取締役の責任およびその免除〕

① 取締役は、普通法の規定にしたがい、その委任事務の執行ならびに業務執行に際しての過失につき責任を負う。

② 取締役は、本章または定款の規定に違反する行為にもとづき生じたすべての損害につき、会社ならびに第三者に対し、連帯して損害賠償の責任を負う。取締役は、当該違反行為に加担しなかった場合において、取締役の責に帰すべき過失がなく、かつ、取締役がそれを知ったのち、直近の総会においてこの違反事実につき報告を行なったときにかぎり、その責任を免れることができる。

第63条〔日常の業務執行の委任〕

① 会社の日常の業務執行およびこの業務執行に関する会社代表は、これを社員または社員以外の者であって単独または共同してその権限を行なう1人また数人の副社長、業務執行者その他の代理人に、これを委任することができる。

② 前項の受任者の選任・解任およびその権限は、定款をもってこれを定める。これらの者に対し日常の業務執行の必要にもとづき与えられた代表権に加えた制限は、公示されている場合であっても、これを第三者に対抗することができない。ただし、日常の業務執行を単独でまたは共同してその権限を行なう1人または数人の者に委任しうる旨を定める定款の条項は、第10条に定める条件をみたす場合にかぎり、

二七六

これを第三者に対抗することができる。

③ 日常の業務執行を行なう者の業務執行に関する責任については、委任に関する一般原則を適用する。

第63条の2〔会社の目的の範囲外の行為と会社の責任〕

取締役会、第54条第4項にしたがい会社を代表する権限を有する取締役、または日常の業務執行を委任された者のなした行為が、会社の目的の範囲を超える場合にも、その効果は会社に帰属する。ただし、第三者が当該行為が会社の目的の範囲を超えている事実を知っていたこと、またはそのときの状況からみて知りうべきであったことを会社が証明した場合はこのかぎりではない。たんなる定款の公示だけでは、その証明としては十分でない。

第64条〔監査役の選任、任期、員数、報酬および欠員補充〕

① 会社の監査は、社員または社員以外の者から選任される1人または数人の監査役にこれを委任しなければならない。

② 監査役は、総会においてこれを選任する。

③ 監査役の任期は6年を超えることができない。監査役は、総会の決議により、いつでもこれを解任することができる。

④ 総会は、監査役の員数およびその報酬を定めなければならない。

⑤ 死亡その他の事由により、監査役の員数が2分の1未満に減じたときは、取締役会は、監査役の欠員を補充するための総会を、直ちに招集しなければならない。

二七五

第64条の2〔会計士監査役の任期、解任、資金公募会社の特則〕

§1

① 公認会計士協会の会員中より選任された監査役を、会計士監査

役と称する。

② 会計士監査役の任期は、３年以上６年以内とする。会計士監査役は、株主総会の決議により、いつでもこれを解任することができる。

③ 会計士監査役の解任の場合には、総会の議事日程において、公認会計士の資格を有する監査役の解任に関する議案である旨を明示しなければならない。

§ 2

① 資金公募会社においては、監査役のうち少なくとも１人は、会計士監査役でなければならない。

② 前項の規定は、銀行の監督に関する1935年7月9日の勅令第1条第1項に定める企業についてはこれを適用しない。同条第2項第1号に定める会社、すなわち、ベルギー国立銀行、産業信用国立銀行、ベルギー共同信用銀行についても同様とする。

③ つぎの会社は、これを資金公募会社とみなす。

1° その名称のいかんを問わず、株式、社債、受益者持分の全部または一部を、ベルギー王国の証券取引所に正規に上場している会社

2° その名称のいかんを問わず、株式、社債または受益者持分につき、会社設立の時またはそれ以後において、会社みずからまたはその同意のもとに、本法第36条または第84条に定める通知書の公示ののち、公衆に対する情報提供、募集または売出を行った会社

3° 本法第32条、第33条および第34条第2項に定める方式にしたがって設立され、または資本を増加した会社

④ 死亡その他の事由により、会社が会計士監査役を欠くに至ったときは、取締役会は、その後任者を補充するため、直ちに総会を招集しなければならない。

第64条の3〔監査役の報酬、利益供与の禁止〕

- ① 監査役の報酬は、総会により、就任の際に、その任期につき、定額をもってこれを定めなければならない。
- ② 報酬の額は、当事者間の合意により、これを変更することができる。
- ③ 前2項に定める報酬のほか、監査役は、その形式のいかんを問わず、会社からいかなる利益をも受けてはならない。
- ④ 会社は、監査役に対し、貸付または前払をしてはならず、監査役のために保証をなしたまたは担保を提供してはならない。

第64条の4〔監査役の兼職禁止、欠格事由〕

- ① 監査役は、被監査会社において、他のいかなる職務をも行なうことができない。
- ② 取締役、社長または副社長の配偶者、直系の血族または姻族、4親等までのすべての傍系の血族または姻族は、当該会社において会計士監査役の職務を行なうことができない。

第64条の5〔取締役、社長、副社長、会計士監査役の欠格事由〕

- ① 会計士監査役の任にあった者は、その辞任または任期満了の時から3年を経過したのちでなければ、当該会社において取締役、社長または副社長にこれを選任することができない。
- ② 会社の従業員であった者は、その退職後少なくとも3年を経過したのちでなければ、当該会社において会計士監査役にこれを選任することができない。

第65条〔監査役の職務権限、責任、専門家による補佐〕

- ① 監査役は、会社のすべての行為につき、無制限の監査および監

督権限を有する。監査役は、その備置場所において、帳簿、通信文、議事録、その他すべての会社文書を閲覧・謄写することができる。

② 取締役会は、少なくとも6ヵ月ごとに、資産および負債の状況を要約した書面を、監査役に提出しなければならない。

③ 監査役は、適当と信ずる提案とともにその監査報告書を総会に提出することを要し、かつ、監査役が財産目録の監査につき採用した方式を総会に報告しなければならない。

④ 監査役の一部の者が公認会計士であるときは、会計士監査役は報告書を別個に作成しなければならない。

⑤ 監査および監督義務から生ずる監査役の責任については、取締役の責任に関するものと同一の原則が適用される。

⑥ 監査役は、会社の帳簿および計算書類の検査を行なうため、専門家の補佐をうけることができる。

⑦ 専門家の委嘱については、会社の承認をうけなければならない。会社が承認を与えない場合には、商事裁判所長は、監査役の署名ある申請書にもとづき期日に会社を呼出したうえ、専門家の人選を行なう。商事裁判所長は、判事室において各当事者から意見を聞いたうえ、公開の法廷において専門家の委嘱につき決定する。この決定は、会社に対して通知することを要せず、かつ、これに対しては不服を申立てることができない。

第66条〔会社訴権行使の委任〕

総会が、現職の取締役または監査役に対して、第62条または第65条第5項(註)に定める会社訴権の行使を決議したときは、総会はこの決議の執行を1人または数人の受任者に委任することができる。

(訳注) 原文には第65条第3項とあるが、第5項の誤りと思われる。

第67条〔合同役員会—その1〕

取締役および監査役は、定款に定める方式にしたがい、定款にこれに関する定めがないときは会議体に適用される一般原則にしたがい、審議を行なう合同役員会を構成する。

第68条〔合同役員会—その2〕

会社は、定款をもって、取締役および監査役が協議のため合同役員会を構成する旨を定めることができる。合同役員会の権限については、定款をもってこれを定める。

第69条〔監査役の担保株とその免除〕

① 監査役は、定款の定めるところにしたがい、当該会社の株式を担保として提供しなければならない。

② 本法第57条第2項、第58条第2項および第3項、第59条の規定は、監査役にこれを適用する。

③ 会計士監査役は、第1項に定める担保の提供をなすことを要しない。

第5款 株主総会

第70条〔総会の権限および定款変更〕

① 株主総会は、会社に関する行為につき決定をなしまたは承認する最も広汎な権限を有する。

② 総会は、定款に別段の定めがないかぎり、定款の変更を決議する権限を有する。ただし、会社の目的に関し第70条の2に規定する場合、および会社の組織変更に関し第8節に規定する場合を除き、会社の基本的な要素を変更することができない。

③ 総会は、定款変更に関する決議の要領が招集通知に記載されて

おり、かつ総会に出席した株主が資本の2分の1以上にあたる株式を有する場合にかぎり、有効に定款変更の決議をすることができる。

④ 前項に定める定足数の要件がみたされない場合には、会社は、新たに総会を招集しなければならない。この総会においては、出席株主の有する株式数のいかににかかわらず有効に決議することができる。

⑤ 定款の変更は、出席者の有する議決権総数の4分の3の多数を得た場合にかぎり、これを行なうことができる。

第70条の2〔会社の目的変更の手続〕

① 定款の変更が会社の目的に関する場合、取締役会は、定款変更に関する詳細な理由を記載した報告書を作成し、その旨を議事日程に掲げなければならない。この報告書には、過去3ヵ月以内の日を作成日とする会社の資産および負債の状況を要約した書面を添付しなければならない。この書面に関して、監査役は、会計士監査役がある場合はこの監査役もまた、報告書を作成しなければならない。この報告書の写しは、記名株主にたいする招集通知に添付しなければならない。総会に出席するために定款所定の手続をとった者には、遅滞なくこれを交付しなければならない。

② すべての株主は、総会の2週間前より、株券を呈示して前項の報告書の写し1通の無償交付を求めることができる。

③ 総会は、会社の目的の変更に関しては、資本の2分の1にあたる株式を有する株主が出席し、かつ資本を構成しない証券があるときは、その総数の2分の1にあたる証券を有する者が出席した場合にかぎり、有効に決議をすることができる。

④ 前項に定める定足数の要件がみたされない場合には、会社は、新たに総会を招集しなければならない。この総会においては、出席した株主の有する株式が資本の4分の1以上にあたり、かつ資本を構成

しない証券総数の4分の1以上にあたる場合にかぎり、有効に決議することができる。

⑤ 会社の目的の変更は、出席者の有する議決権総数の5分の4以上の多数を得た場合にのみ、これを行なうことができる。

⑥ 定款に別段の定めがある場合といえども、資本を構成しない証券の所持人にも、1証券につき1個の議決権が付与される。ただし、これらの証券に付与される議決権数は、資本を構成する株式または持分の総数に付与される議決権数の2分の1を超えてはならず、かつ、これらの証券にもとづいて行使された議決権数が、資本を構成する株式または持分にもとづいて行使された議決権数の3分の2を超える場合には、超過部分を議決権総数に算入することができない。これらの制限に服すべき議決権が付与されている各種の証券が発行されているときは、その議決権については、この制限に比例して削減しなければならない。ただし、端数は切り捨てるものとする。

第71条〔種類株式等の内容を変更する場合の手続〕

A

① 会社が数種の株式、証券または持分を発行している場合には、それらが資本を構成すると否とにかかわらず、株主総会は、定款に別段の定めがある場合といえども、これらの株式、証券または持分の権利の内容を変更し、または他の種類の株式、証券もしくは持分に変更することを決議することができる。

② 取締役会は、前項の変更の目的および詳細な理由を記載した報告書を作成し、その旨を議事日程に掲げなければならない。この報告書の写しは、記名株主にたいする招集通知に添付しなければならない。総会に出席するために定款所定の手続をとった者には、遅滞なくこれを交付しなければならない。すべての株主は、総会の開催される2週

間前より、株券を呈示して、この報告書の写し1通の無償交付を求めることができる。

③ 本条に定める変更をなす場合には、定款に別段の定めがある場合といえども、資本を構成しない証券の所持人は、その種類の証券所持人総会において議決権を付与される。この総会においては、第76条に定める制限はこれを適用しない。総会は、つぎに掲げる条件をみたさなければならない。

1° 各種類の証券所持人総会において、第70条第3項、第4項および第5項所定の定足数および多数決の条件をみたすこと。

2° 小割券の所持人にその属する種類の証券所持人総会において議決権の行使を認めること。ただし、その議決権の数は、最小小割券が1個の議決権を有するものとして計算すること。

B

① 株主総会がAに定める事項に関する決議をなした場合において、各種類の証券ごとにその3分の1以上にあたる賛成を得られなかった場合には、その決議は、会社の本店所在地を管轄する控訴院の認可を得た場合にかぎり、これを実行することができる。

② 前項の認可は、株主総会の招集権者または各種証券もしくは小割券の所持人の申請にもとづいて、これを行なう。

③ 決議に反対した者または総会に出席しなかった者は、前項の手続に参加することができる。

④ 控訴院は、即決審理をもって決定する。この場合には、検察官の意見を聞かなければならない。

⑤ 認可を求める申請が決議の日から30日以内に行なわれない場合には、この決議はなされなかったものとみなす。

二六八

第72条〔資本の増加および減少の手続〕

① 資本の増加ならびに資本の減少は、定款變更に必要な条件を満たした場合にかぎり、これを決議することができる。

② 総会が資本の減少を目的として招集される場合には、招集通知には資本の減少の方法を明示しなければならない。

③ 資本の減少が、株主に対する出資の払戻によって行なわれる場合には、この払戻は、第10条に定める方式にしたがってなされる決議の公示の日から6ヵ月を経た後でなければこれを実施することができない。

④ 資本の減少は、いかなる場合においても、第三者の権利を害してはならない。

第73条〔株主総会の招集手続〕

① 総会は、定款所定の地および日時において、少なくとも年1回これを開催しなければならない。

② 取締役会、会計士監査役およびその他の監査役は、総会を招集することができる。また、これらの者は、会社の資本の5分の1にあたる株式を有する株主の請求ある場合には、総会を招集しなければならない。

③ 総会の招集通知には議事日程を記載しなければならず、かつ、招集通知は、官報、ブリュッセルの日刊新聞紙および会社の本店が存する地方において発行される日刊新聞紙上に、少なくとも8日間の間隔をおき、かつ総会の1週間前までに2回掲載してこれを行なわなければならない。

④ 招集通知状は、総会の会日の1週間前に記名株主に宛てて発送しなければならない。ただし、この通知状を発送したことについては証明を要しない。

⑤ 会社の発行する株式がすべて記名式である場合には、招集通知

は書留郵便のみをもって、これを行なうことができる。

第74条〔総会の運営および議決権〕

① 定款には、総会における審議の方法を定め、かつ総会に出席するために必要な手続を定めることができる。これらの規定がない場合には、議長等の選任を行ない、かつ審議は会議体に関する一般原則にしたがってこれを行なわなければならない。議事録には、総会の事務局構成員が署名しなければならない。株主が請求するときは、この者も議事録に署名することができる。第三者に交付される議事録の写しには、取締役および監査役の過半数が署名しなければならない。

② すべての株主および資本を構成する持分の所持人は、定款に別段の定めがある場合といえども、みずからまたは代理人により議決権を行使することができる。

③ 株式または持分の券面額が均一である場合には、各株式または各持分は、1個の議決権を有する。

④ 株式もしくは持分の券面額が均一でないとき、またはそれらに券面額の記載がないときには、各株式もしくは各持分は、法律上当然に、資本にたいする割合に応じて議決権を有する。この場合には、最小額にあたる株式または持分を、1個の議決権として計算する。また、第71条および第219条に定める場合を除き、1個の議決権にみたない端数は、これを切り捨てるものとする。

⑤ 未払込株式に関する議決権については、払込の催告がなされかつ払込をなすべき期日に払込がないときは、払込がなされるまでの間、その行使を停止する。

二
六
六

第75条〔証券にもとづく議決権行使〕

①第71条および第219条に定める場合を除き、資本を構成しない証

券の所持人に議決権を認めるか否か、認める場合にはその範囲を、定款をもって定めなければならない。

② いかなる場合にも、定款をもって、資本を構成しない証券については、1証券につき2個以上の議決権の付与を定めることはできない。また、資本を構成する株式または持分の総数に対し付与されている議決権数の2分の1を超えて証券所持人に議決権数を付与すること、および、決議に際しては、資本を構成する株式もしくは持分にもとづいて行使された議決権数の3分の2を超えて、証券にもとづいてなされた議決権数を算入できることを定めることはできない。

③ 前項の制限に服すべき議決権を付与されている各種の証券が発行されているときは、その議決権については、この制限に比例して削減しなければならない。ただし、端数は切り捨てるものとする。

第76条〔議決権行使の制限〕

なにびとも、当該証券総数に付与されている議決権数の5分の1、または総会に出席した当該証券所持人の有する議決権数の5分の2を超えて議決権を行使することができない。

第6款 財産目録および貸借対照表

第77条〔計算書類の作成〕

① 取締役会は、毎年、会社の動産および不動産ならびにすべての債権および債務の額を記載した財産目録を作成しなければならない。これには会社のすべての債務、ならびに社長、副社長、取締役および監査役の会社に対する債務を要約して記載した付属明細書を添付しなければならない。

② 取締役会は、貸借対照表および損益計算書を作成しなければならない。この場合には、必要な償却を行わなければならない。

③ 貸借対照表の資産の部には、固定資産、流動資産、負債の部には、資本および準備金、社債、抵当権または質権の設定された負債および物的担保権の設定されていない負債を各別に記載しなければならない。

④ 会社は、準備金を積立てるため、毎年、純利益から20分の1以上を控除しなければならない。ただし、準備金が資本の10分の1に達したときは、会社はこの控除を行なう義務を免れる。

⑤ 取締役会は、通常総会の少なくとも1ヵ月前に、第1項ないし第3項に定める計算書類を営業報告書とともに、監査役に提出しなければならない。監査役は、その意見を付した報告書を作成しなければならない。

第78条〔計算書類等の閲覧、送付および謄写〕

① 株主は、総会の2週間前より本店において、つぎに掲げる書面を閲覧することができる。

1° 貸借対照表および損益計算書

2° 公債、株式、社債および会社の証券資産に含まれるその他の証券の一覧表

3° 未払込額のある株式を有する株主の名簿。この名簿には各株主の有する株式数およびその住所を付記しなければならない。

4° 監査役の報告書、および会計士監査役が置かれている場合にはその報告書

② 貸借対照表および損益計算書ならびに前項第4号に定める報告書は、記名株主に対して、招集通知とともにこれを送付しなければならない。

③ すべての株主は、総会の2週間前より、株券を呈示して前項に定める書面の写し1通の無償交付を求めることができる。

第79条〔計算書類の承認，総会の延期，取締役および監査役の責任解除〕

① 総会は，取締役および監査役から報告をうけ，貸借対照表について審議する。

② 取締役会は，総会を，その開会中に，3週間延期することができる。すでに総会でなされた決議は，この延期により，すべて無効となる。延期された総会は，貸借対照表を最終的に確定する権限を有する。

③ 総会は，貸借対照表の承認後に，特別の決議により，取締役および監査役の責任を解除することができる。この責任解除は，貸借対照表に会社の現況を隠蔽するような事実を記載せずまたは虚偽の記載をしなかった場合，ならびに定款の目的の範囲外の行為については，その旨を招集通知にこれに関する特別の記載があった場合にかぎり，有効とする。

第80条〔計算書類の公告〕

① 取締役は，貸借対照表および損益計算書を，その承認の日から30日以内に，会社の設立証書公示の年月日を前書き，第10条に定める方式にしたがい，会社の費用をもって，これを公告しなければならない。

② 貸借対照表に続けて，在任中の取締役および監査役，会計士監査役が置かれている場合には，この者の氏名，職業および住所，ならびに総会の決議にしたがって行なわれる純利益の処分および分配に関する一覧表を公告しなければならない。

第7款 会社文書に表示すべき記載事項

第81条〔会社文書の記載事項〕

① 株式会社が発行するすべての証書，計算書，広告，刊行物，通

信文、注文書およびその他の書類には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 商号

2° 《株式会社》という文字または《株式会社の形態をとる民事会社》という語句。これは商号の直前または直後に、明瞭にかつ省略せずに表示しなければならない。

3° 会社の本店所在地の明確な表示

4° 会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の所在地および登記番号を付記した《商業登記》の文字もしくはその頭文字《R. C.》または省略しないで記載した《商事会社の形態をとる民事会社登記》という語句

② 第1項に掲げる書面に資本の額を記載するときは、最終の貸借対照表にもとづく払込済の資本の額を表示しなければならない。貸借対照表上、純資産の額が払込済資本にみたないことが明らかである場合には、最終の貸借対照表にもとづく純資産の額を記載しなければならない。

③ 本店所在地の変更は、取締役の申請にもとづき官報の付録にこれを公示しなければならない。

第82条〔文書作成者等の民事責任〕

第81条第1項および第3項の規定に違反する行為に関与した者は、場合により、会社が負担した債務につき、個人として責任を負う。同条第2項を無視して資本の額を過大に表示した場合には、第三者は、文書の作成に関与した者に対し、文書に表示された資本の額と払込済資本の額との差額相当額を請求することができる。

二六二

第83条〔会社文書における取締役等の資格の表示〕

取締役、社長・副社長である業務執行者およびその他の代理人は、会社に責任を発生させる文書に署名をなし、署名の直前または直後にその資格を表示しなければならない。

第8款 社債の発行

第84条〔社債発行の公示および公示事項〕

① 社債の公衆に対する発行、情報提供、募集および売出は、会社の取締役または売主が日付を付して署名した通知書を官報の付録に公示したのちにこれを行なわなければならない。この通知書には、署名者の氏名、職業および住所のほか、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 会社の目的
- 2° 会社の存続期間
- 3° 設立証書の作成の年月日、定款の変更および公示の年月日
- 4° 資本の額および未払込資本の額
- 5° 取締役会および監査役会の構成
- 6° 会社の所有する財産または不動産物権に設定されている抵当権の内容、ならびに既発行の社債の総額およびこれについて設定した担保権の個別的内容
- 7° 発行または売出される社債の口数および券面額、社債1口につき支払われる利息、償還の期限および条件
- 8° 最終の貸借対照表および損益計算書またはこれらの計算書類が公示されていないときはその旨

② 前項に定める公示は、公衆に対する発行、情報の提供、募集または売出の日の10日以前にこれを行なわなければならない。

第85条〔通知書記載事項の転記〕

① 目論見書および回状には通知書の記載事項を転記しなければならない。

② 社債の発行または売出が公募によって行なわれるときは、社債申込証についても前項と同様とする。社債の申込は、社債申込証2通をもってしなければならない。

③ 掲示および新聞紙への掲載には、通知書の記載事項を転記しなければならない。ただし、掲示および掲載に通知書公示の年月日、発行または売出される証券の口数、発行価格、利息支払および償還の条件が表示されているときはこのかぎりではない。

第86条〔公示義務に違反した者の民事責任〕

第84条および第85条に定める規定に違反した者は、これにより生じた損害につき連帯して責任を負う。

第87条〔社債券の上場と公示義務〕

① 社債を証券取引所に正規に上場するためには、第84条に定める公示を事前に行なわなければならない。

② 前項の公示手続は、上場を申請する者がこれを行なわなければならない。

③ 社債の正規の上場の承認を申請する3ヵ月前にすでに公示手続がなされているときは、公示手続の更新を必要としない。

第88条〔公示手続の適用除外〕

前数ヵ条に定める公示手続は、裁判所によって命ぜられ、または証券取引委員会によって定期的に行なわれる社債の公売にはこれを適用しない。

第89条〔記名社債原簿の備置義務、社債券の記載事項、譲渡の方式〕

- ① 会社は、その本店に記名社債原簿を備置かなければならない。
- ② 無記名の社債券には、2人以上の取締役の署名がなければならない。この署名は、記名判をもって代用することができる。
- ③ 無記名の社債券には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

会社設立証書の作成の年月日および公示の年月日

数種の株式を発行したときは各株式の数および種類ならびに証券の券面額または会社資本に対する割合

会社の存続期間

社債券の通し番号、券面額、利息、利息支払の時期および場所ならびに償還の条件

その回の社債の発行総額およびこれについて設定された特別の担保権の内容

既発行の社債で発行毎に表示した償還未了額およびこれに設定した担保権の個別的内容

- ④ 抵当権の担保付社債券には、抵当権設定証書を表示し、抵当権登記の年月日、順位および第97条末項の規定を記載しなければならない。

- ⑤ 記名株式の権利および譲渡に関する第43条ならびに無記名株式の権利および譲渡に関する第45条の規定は、記名社債および無記名社債にそれぞれ適用する。

第89条の2〔記名社債原簿の分割および写し〕

- ① 取締役会は、記名社債原簿を2部に分割し、その1部を会社の本店に備置き、他の1部をベルギー、植民地または外国にある本店以外の場所に備置くことを定めることができる。

② 記名社債券の所持人は、その選択にしたがい、2部の原簿のいずれかにつき名義書換を請求することができる。

③ 原簿各部の写しは、他の部が保管されている場所にこれを備置かなければならない。この写しは、複写機を用いて作成しなければならない。

④ この写しは、原簿にもとづいて毎日更新することを要し、それが不可能である場合には、事情の許すかぎり速やかにこれを補完しなければならない。

⑤ 社債券の所持人は、記名社債原簿およびその写しの各部を閲覧・謄写することができる。

⑥ 取締役会は、官報の付録への公示の方法により、原簿の第2部の備置場所を知らせなければならない。この場所は、取締役会の決定をもって変更することができる。

⑦ 記名社債原簿を2部に分割することを定める取締役会決議は、定款変更に関する方式にしたがって行なわれる株主総会決議によってのみ変更することができる。

⑧ 各部についての名義書換の方式は、勅令をもってこれを定める。

第89条の3〔社債の券面額等〕

① 社債の券面額は、外貨で発行される場合を除き、1,000 ベルギー・フランを下ってはならない。

② 証券の形式については、会社は、勅令の定めるところにしたがわなければならない。

第90条〔社債権者の計算書類等の閲覧権・株主総会出席権〕

社債券の所持人または引受権者は、第78条の規定にしたがい備置かれた書面を閲覧・謄写することができる。これらの者は、株主総会に

出席し意見を述べることができるが、議決権はこれを有しない。

第91条〔社債権者総会の招集権者〕

① 取締役会、会計士監査役およびその他の監査役は、社債権者総会を招集することができる。

② 前項に定める者は、流通におかれている社債の総額の5分の1にあたる社債権者の請求がある場合には、総会を招集しなければならない。

第92条〔招集通知の方式〕

① 社債権者総会の招集通知は、官報および会社の本店の存する郡において発行される日刊新聞紙および各県内の県庁所在地において発行される日刊新聞紙に、少なくとも8日間の間隔をおきかつ総会の1週間前までに2回掲載してこれを行わなければならない。

② 招集通知状は、総会の会日の1週間前に記名社債権者に宛てて書留郵便により発送しなければならない。

③ 会社の発行する社債がすべて記名式である場合には、招集通知は書留郵便のみをもってこれを行なうことができる。

④ 総会に付される議題は、とくにこれを招集通知に記載しなければならない。

第93条〔総会の権限〕

社債権者総会は、つぎに掲げる事項を決定する権限を有する。

- 1° 社債券の所持人のための特別の担保権の設定およびすでに設定されている担保権の変更または廃止を目的とする措置の承認
- 2° 利息の支払期限の延期、利率の引下げまたは支払条件の変更の承認

- 3° 償還期限の延期，償還の一時的停止および償還条件の変更の承認
- 4° 社債権者の債権の株式への転換の承認
- 5° 共通の利益のためになされる保存行為の決定
- 6° 本条第1号ないし第5号にもとづいてなされた決議を執行する責を負う1人または数人の受任者の選任，および抵当権の一部の解除または抵当権の抹消に関する登記手続において社債権者団体を代表する1人または数人の受任者の選任

第94条〔社債権者総会の決議の方法〕

① 会社は，社債権者総会の冒頭において，流通におかれている社債に関する報告書を社債権者の閲覧に供さなければならない。

② 総会は，流通におかれている社債の券面総額の2分の1以上を有する社債権者が出席したときにかぎり，有効に決議することができる。

③ 前項の定足数に関する要件がみたされない場合には，新たに総会を招集しなければならない。この総会においては，流通におかれている社債の券面総額に対する出席社債権者の有する社債の割合のいかんにかかわらず，有効に決議することができる。

④ 議案は，みずからまたは代理人によって出席した社債権者の有する社債の総額の4分の3以上にあたる社債権者の同意を得た場合にかぎり，可決される。

⑤ 総会の決議が，流通におかれている社債総額の3分の1以上にあたる社債権者の同意を得られなかった場合には，会社の本店所在地を管轄する控訴院の認可をうけたのちでなければ，決議を執行することができない。

⑥ 前項の認可を求めるには，取締役または利害関係を有する社債

権者の申請の方法によらなければならない。

⑦ 決議に反対した社債権者または総会に出席しなかった社債権者は、認可に関する審理手続に参加することができる。

⑧ 控訴院は、検察官の意見を聞き、即決審理をもって決定する。

⑨ 認可を求める申請が決議の日から1週間以内に行なわれないときは、この決議はなされなかったものとみなす。

⑩ 前数項に定める定足数および多数決の要件は、前条第5号および第6号に定める事項については、これを必要としない。

⑪ 前条第5号および第6号に定める事項に関する決議は、総会に出席した社債権者の有する権利の過半数をもってこれを行なうことができる。

⑫ 前条第2号、第3号および第4号に定める事項に関する決議は、資本が全額払込済のときにかぎり、効力を有する。

⑬ 社債の株式への転換に関する社債権者総会の決議は、あらかじめ株主総会の決議を得ている場合を除き、決議の日から30日以内に、定款変更決議の方法による株主総会の承認を得たときにかぎり効力を有する。

⑭ 前項の決議は、決議の日から2週間以内に、取締役がこれを官報の付録に公示しなければならない。

第95条〔数種の社債が発行されている場合の社債権者総会の決議方法〕

① 数種の社債が発行され、かつ社債権者総会の決議が、各種類の社債権者の権利を変更するものである場合は、当該決議を有効とするためには、各種類ごとに、前条に定める定足数および多数決の要件をみたさなければならない。

② 各種類の社債権者は、これを特別の総会に招集することができる。

第96条〔株主総会に関する規定の準用〕

株主総会の審議，議決権に関する第74条第1項の規定，ならびに総会に出席するために必要な手続および議事録に関する定款の規定は，これを社債権者総会に適用する。

第97条〔担保付社債の発行，担保権の登記〕

① 会社は，発行されまたは発行を予定された社債の形式をとる借入金を担保するため，抵当権を設定することができる。

② 抵当権に関する登記は，現在および将来の社債権者団体のために，通常の登記手続にしたがいこれを行なわなければならない。ただし，つぎに掲げる2つの制限に服する。

1° 債権者の表示は，被担保債権を表章する証券の表示をもって代える。

2° 選定住所に関する規定は，これを適用しない。

③ 抵当権に関する登記事項は，これを官報の付録に公示しなければならない。

④ 抵当権の順位は，社債発行の時期のいかんにかかわらずなく，登記のなされた日をもって決定する。

⑤ 抵当権に関する登記は，取締役がその責任において，登記のなされた日から14年の期間の満了前に，これを更新しなければならない。会社が登記を更新しない場合には，すべての社債権者は，これを更新する権利を有する。

民法典第3編第18章

抵当権法（1851年12月16日法）第83条第3項

③（1913年10月10日法第16条）抵当権の登記申請人は，また抵当財

産の存する場所を管轄する第1審民事裁判所の管内に選定住所を設けなければならない。住所が選定されないときは、抵当権の登記に関するすべての通知および送達は、検察官に対してこれを行なうことができる。

第98条〔担保権設定登記の抹消、償還額の供託〕

① 抵当権の抹消または一部解除の登記は、第93条にしたがい、社債権者総会の同意にもとづきこれを行なわなければならない。

② 抵当権の抹消または抵当権の一部解除の登記申請については、第93条第6号にもとづき選任された社債権者団体を代表する受任者の1人に対してその手続をなすべきことを請求することができる。適法に招集された社債権者総会が受任者を選任しなかったときは、会社の本店の存する郡の民事裁判所長が、会社の請求にもとづき、社債権者の代表者1人を選任する。

③ 全部または一部償還の期限の到来した社債券の所持人が、償還期日後1年以内に請求を行わないときは、起債会社は、償還すべき金額を供託することができる。供託は、会社の本店の存する郡の供託所においてこれを行なわなければならない。

第99条〔抵当権実行の手続〕

① 抵当不動産の滌除または抵当権にもとづく強制履行手続においては、利害関係人の請求にもとづき、社債権者団体を代表する任務を負う財産管理人を選任しなければならない。財産管理人は、会社の本店の存する郡の民事裁判所長が、会社の意見を聞き、これを選任する。

② 財産管理人は、本条第1項に定める手続にしたがい支払をうけた金銭をその受領の日から1週間以内に、本店の存する郡の供託所に供託しなければならない。

③ 社債権者のために供託所に供託された金銭は、財産管理人が発行し裁判所長が認証した記名または無記名の支払命令書にもとづきこれを引出すことができる。記名式の支払命令書にもとづく支払は、受取人の領収証との引換により、無記名式の支払命令書にもとづく支払は財産管理人の受取りの署名のある支払命令書との引換によりこれを行なわなければならない。

④ 支払命令書は、社債券の提示がある場合にかぎり、財産管理人がこれを交付する。財産管理人は、支払を命じた金額を社債券に記載しなければならない。

第 100 条〔割増金付社債〕

① 株式会社は、抽せんの方法により、社債発行価額を上回る金額で償還することのできる社債を発行することができる。ただし、社債の利率が3パーセント以上であり、各社債が同一の金額で償還され、償還額および利息を含む年間償還金の額が償還期間中同一であることを条件とする。

② 割増金付社債の発行総額は、いかなる場合においても、払込済資本の額を超えることができない。

第 101 条〔社債契約の解除〕

① 社債発行の形式によって行なわれた消費貸借契約において、社債契約の当事者の一方がその債務を履行しない場合には、これを解除することができる。

② 前項の場合においては、社債契約は法律上当然には解除されない。債務の履行を受けなかった当事者は、相手方当事者に対し、履行が可能である場合には債務の履行を強制または契約の解除ならびに損害賠償の請求をすることができる。

③ 契約の解除は裁判所に対する申立によってこれを行なわなければならない。裁判所は、事情により、被告に対し債務履行の猶予期間を付与することができる。

第 101 条の 2〔転換社債または株式引受権付社債の発行条件〕

① 会社は、その資本が全額払込済である場合にかぎり、転換社債または株式引受権付社債を発行することができる。

② 前項の株式引受権は、金銭出資の株式についてのみこれを行使することができる。

③ 転換請求権または株式引受権は、転換社債または株式引受権付社債の発行を決議した株主総会の日から10年以内にかぎりこれを行使することができる。

④ 転換社債または株式引受権付社債の発行条件においては、転換期間または株式引受期間および社債権者または株式引受権者が転換または引受権行使の意思ある旨を通知すべき期間を定めなければならない。

第 101 条の 3〔転換社債または株式引受権付社債の発行手続〕

① 転換社債または株式引受権付社債の発行は、定款変更の場合と同一の招集手続および決議の方法による株主総会の決議によらなければならない。

② 取締役会は、前項に定める社債の発行の目的および詳細な理由を記載した報告書を作成し、その旨を議事日程に掲げなければならない。この報告書の写しは記名株主に対する招集通知に添付しなければならない。総会に出席するために定款所定の手続をとった者に対しては、遅滞なく、これを交付しなければならない。すべての株主は、総会の2週間前より、株券を提示して、報告書の写し1通の無償交付を

求めることができる。

③ 前項の報告書の写しは、転換社債または株式引受権付社債の発行につき審議すべき株主総会の招集通知を発する日の2週間前までに、銀行委員会にこれを提出しなければならない。この報告書には、銀行委員会の規則にしたがって作成された書面を添付しなければならない。

④ 報告書が株主に対する開示として不十分であり株主を誤らせるものであると判断した場合には、銀行委員会は、直ちに、その旨を会社および各取締役に対して通知しなければならない。銀行委員会は、その意見が遵守されない場合には、理由を付しかつ書留郵便をもって会社に通知すべき決定にもとづき、総会の招集、審議または社債の発行を最大限3ヵ月間停止させることができる。この期間は、銀行委員会の決定の書留郵便による通知の日から起算する。銀行委員会は、その決定を公示することができる。

⑤ 会社は、社債に関する公告および文書に、銀行委員会が関与した事実をいかなる形式においても表示してはならない。

第101条の4〔株主の優先引受権〕

① 株主は、定款に別段の定めがある場合といえども、転換社債または株式引受権付社債の優先引受権を有する。ただし、本条第2項および第3項の規定の適用を妨げない。優先引受権は、社債の申込期間中、これを譲渡することができる。この権利の譲渡に対しては、引受権が付与された証券に適用のある制限以外のいかなる制限も付することができない。優先引受権は、1ヵ月を超えない期間内にこれを行使しなければならない。

② 前項の優先引受権は、資本を構成しない証券については、定款がこれに新株引受権を認めている場合にかぎり、かつ定款に定める条件にしたがって付与される。

③ 会社の利益のため必要があるときは、社債の発行を決議する株主総会は、本条に定める優先引受権を制限または排除することができない。

第 101 条の 5 「転換社債権者等の権利の保護」

転換社債または株式引受権付社債の発行のときから転換期間または株式引受権行使期間の満了のときまで、会社は、第 101 条の 6 に定める場合および発行条件において特に定めがある場合を除き、発行条件または法律によって、転換社債権者または株式引受権付社債権者に与えられた権利を縮減する行為を行なうことができない。

第 101 条の 6 「資本増加の場合における転換社債権者等の権利」

① 第 101 条の 3 第 1 項および第 2 項に定める方法により招集されかつ審議する株主総会は、取締役会の提案にもとづき、現物出資または金銭出資による資本の増加を決議することができる。

② 資本の増加の場合において、転換社債権者または株式引受権付社債権者は、定款または発行条件に別段の定めがある場合といえども、転換権または株式引受権を行使した後、株主が新株引受権を有する範囲において、株主たる資格において増資新株を引受けることができる。

第 101 条の 7 「期限前の償還」

会社が、社債の全部または一部の期限前の償還を決定した場合には、転換社債権者または株式引受権付社債権者が転換権または株式引受権を行使する期間は、償還期日前 1 ヶ月を下ることができない。

第 101 条の 8 「転換に関する事項等の公署証書による証明」

社債の株式への転換または株式引受権の行使による株式の引受、こ

れに伴う資本の増加、新たに発行された株式の数は、取締役会の請求により、会計士監査役もしくは公認会計士の証明のある転換権・株式引受権の行使状況明細表にもとづいて作成された公署証書によって認証されなければならない。この認証によって、資本の額および資本を構成する株式の数に関する定款規定の変更を生じ、また、適法に転換の請求を行なった社債権者または引受権を行使した株式引受権者に株主たる資格が付与される。

第9款 株式会社の存続期間および解散

第102条〔会社の存続期間〕

① 政府の免許を要する事業を営むことを目的とする株式会社は、その免許で定められた期間につき存続する。

② 前項以外の会社の存続期間は、30年を超えることができない。これより長い存続期間を定款に定めたときは、これを30年とする。

③ 会社は、定款変更につき定める方式にしたがい、存続期間を更新することができる。ただし、新たな存続期間は30年を超えることができない。

第103条〔損失による解散〕

資本の2分の1以上の損失が生じた場合においては、取締役会は、会社解散の要否について、定款変更につき定める方式にしたがい決議する株主総会の審議に付さなければならない。損失が資本の4分の3に達したときは、総会に出席した株式の4分の1を有する株主は、会社の解散を決定することができる。

第104条〔株主数の減少による解散〕

株主の数が7人未満に減少して6ヵ月を経過したときは、裁判所は、利害関係人の請求により、会社の解散を宣告する。

第5節 株式合資会社

第105条〔定義〕

株式合資会社とは、1人または数人の無限かつ連帯責任を負う社員と、出資額を限度として払込義務を負う株主との契約によって成立する会社をいう。

第106条〔商号〕

株式合資会社の商号には、1人または数人の無限責任社員の氏名を表示しなければならない。この商号には、独自の名称または、その企業の目的を表示する名称を付加することができる。

第107条〔準用規定〕

株式会社に關する規定は、本節または第8節に別段の定めがある場合を除き、株式合資会社にこれを適用する。

第108条〔業務執行社員〕

業務執行者たる社員は、自己の氏名・住所および職業を設立証書に記載することを要し、かつ会社の発起人として責任を負う。

第109条〔株券上の署名〕

二四七 株券には、業務執行者の全員および2名の監査役が署名しなければならない。この署名は、記名判をもって代用することができる。

第110条〔業務執行権〕

会社の業務執行の権限は、定款によって指名された社員が有する。

第 111 条〔監査役〕

① 会社の監査は、3 人以上の監査役にこれを委任しなければならない。

② 資金公募会社においては、監査役のうち少なくとも 1 人は、公認会計士協会の会員中からこれを選任しなければならない。この者は、会計士監査役と称する。

第 112 条〔監査役会・表見業務執行者〕

① 監査役会は、業務執行者から付議された事項に関してその意見を述べ、かつ定款により監査役会の決定を要するものと定められた業務執行行為を許可することができる。

② 代理人として行為する場合を除き、会社のため署名を行なった株主または商号中にその氏名を表示している株主は、第三者に対して会社の債務につき連帯して責任を負う。

第 113 条〔株主総会の権限〕

① 定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会は、業務執行者の同意を得た場合にかぎり、第三者に対して会社が利害関係を有する行為または定款の変更を決定し、かつ追認することができる。

② 株主総会は、業務執行者に対する関係において株主を代表する。

第 114 条〔会社文書の記載事項〕

① 株式会社合資会社の発行するすべての証書、計算書、広告、刊行物、通信文、注文書その他の書類には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 商号、会社がその他の名称を用いているときはその名称の付記
- 2° 明瞭にかつ省略せずに記載された《株式合資会社》または《株式合資会社の形態をとる民事会社》の語句
- 3° 会社の本店所在地の明確な表示
- 4° 会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の所在地および登記番号を付記した《商業登記》の文字もしくはその頭文字《R.C.》または省略しないで記載した《商事会社の形態をとる民事会社登記》という語句

② 第1項に掲げる書面に資本の額を記載するときは、最終の貸借対照表にもとづく払込済資本の額を表示しなければならない。貸借対照表上、純資産の額が払込済資本にみえないことが明らかである場合には、最終の貸借対照表にもとづく純資産の額を記載しなければならない。

③ 本店所在地の変更は、業務執行者の申請にもとづき官報の附録にこれを公示しなければならない。

④ 第82条に定める制裁は、本条の規定を遵守しない文書によって会社名義で行動したすべての者に適用する。

第115条〔業務執行者の死亡による解散および管理人〕

① 会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務執行者の死亡によって解散する。

② 定款に別段の定めがある場合を除き、業務執行者が死亡し、法定の資格を喪失し、または業務執行に支障を生じた場合には、監査役は、株主または株主以外の者から管理人を選任することができる。この者は、総会が開催されるまで緊急の行為および管理行為のみを行なう権限を有する。

③ 前項の管理人は、選任されたときから2週間以内に、定款に定める方法にしたがって総会を招集しなければならない。

④ 管理人は、委任された事務の執行についてのみ責任を負う。

第6節 有限会社

第1款 有限会社の性質および設立

第116条〔定義〕

有限会社とは、本法によって人数を制限された社員が出資義務のみを負い、一定の条件にもとづいて持分を移転することができる会社をいい、その条件については本節に定める他の規定にしたがわなければならない。

第117条〔商号〕

① 有限会社は、独自の名称またはその企業の目的を表示する名称をもってその商号とすることができる。有限会社の商号には1人または数人の社員の名称を表示することができる。

② 有限会社は、他の会社の商号と異なる商号を選定しなければならない。

③ 会社の商号が同一であるとき、または類似の商号により誤認を生じさせるときは、利害関係人はその変更をもとめ、損害を生じたときはその賠償を請求することができる。

第118条〔会社の目的〕

有限会社は、保険業、金銭無尽業、または銀行業を目的とすることができない。

第 119 条〔社員資格および社員数の制限〕

- ① 有限会社は、自然人のみをその社員とすることができる。
- ② 夫婦は、同一の有限会社の社員となることができる。ただし、夫婦財産契約に関する民法典の規定にしたがわなければならない。
- ③ 社員数は 2 人を下ることができない。ただし、夫婦が社員であるときは、社員数の最少限度は 3 人とする。さらに、唯一の社員または夫婦 2 人の社員を除き、すべての社員が無能力者である場合には、その無能力者のうち少なくとも 1 人については社員以外の能力者をもって代理させなければならない。必要あるときは、申立により治安判事に対して特別管財人の選任を請求しなければならない。
- ④ 有限会社の社員数は 50 人を超えることができない。ただし、この制限は、死亡または夫婦共有財産の清算により社員の直系血族または配偶者に対して社員資格を移転することを妨げるものではない。

第 120 条〔設立の要件〕

- ① 有限会社を設立するためには、つぎに定める要件を具備しなければならない。
 - 1° 社員数および会社の目的が本法の規定にしたがっていること
 - 2° 資本が全額引受済であること
 - 3° 資本が 250,000 フラン以上であること
 - 4° 資本の払込が 250,000 フラン以上であること
 - 5° 資本が 250,000 フランを超える場合には、金銭によって引受けられた各持分につき 5 分の 1 以上の払込があること
 - 6° 会社の持分の全部またはその一部につき現物出資がなされるときはその全部の給付があること
- ② 前項に定める要件が具備されたことは、設立証書をもってこれを証明しなければならない。

第 120 条の 2〔準用規定〕

株式会社の出資に関する第29条の2の規定は、有限会社にこれを適用する。

第 121 条〔設立証書の記載事項〕

有限会社の設立証書には、第 120 条に定める事項のほか第30条に定める事項を記載し、かつ設立証書に添付される委任状にそれらの事項を記載しなければならない。

第 122 条〔資本増加の手続〕

① 有限会社の設立につき定められた手続および条件は、資本の増加についてもこれを適用する。

② 資本増加が現物出資を含む場合には、取締役会または取締役が 1 人のときはその取締役によって選任された公認会計士は、報告書を事前に作成しなければならない。この報告書には、とくに現物出資の目的物、採用された評価の方法およびこれに対して与える持分を記載しなければならない。この報告書は、取締役会または取締役が 1 人のときはその取締役が作成する特別報告書に添付しなければならない。特別報告書には、現物出資および当該資本の増加が会社にとって有する利益ならびに取締役会または業務執行者の作成する報告書が公認会計士の報告書の結論と異なるときはその理由を記載して開示しなければならない。

③ 取締役会または取締役が 1 人のときはその取締役の作成する特別報告書および公認会計士の作成する報告書の承認に関する件は、これを議事日程に表示し、報告書の写し各 1 通を社員に送付しなければならない。

第 123 条〔発起人および取締役の責任〕

① 設立証書に氏名を掲げた者は、反対の約定があるときといえども、これを発起人とみなす。

② 発起人および資本増加の場合の取締役は、反対の定めがあるときといえども、つぎに掲げる事項につき利害関係人に対し連帯して責任を負う。

- 1° 社員に夫婦を含むときは、少なくとも 3 人の社員を有するにいたるときまでに約定された会社の債務
- 2° 発起人たる社員のなかに法人が含まれている間に約定された会社の債務
- 3° 無能力者が、第 119 条第 3 項の規定にしたがって代理されていないときには、その状態が補正されるまでに会社が約定した債務
- 4° 有効に引受が行なわれなかった資本の部分、ならびに第 120 条に定める最低資本額と引受総額との差額。この場合、発起人および取締役は、法律上当然に引受人とみなされる。
- 5° 第 120 条に定める範囲内における持分および資本についてなされた払込額ならびに本項第 4 号により引受人とみなされる発起人および取締役が引受けた資本の部分
- 6° 第 13 条の 3 の規定の適用により宣告された会社の設立無効、第 121 条および第 122 条に定める事項の記載がないか、または虚偽の記載がなされたこともしくは現物出資に対する明白な過大評価の直接の結果として生じた損害の賠償ならびに第 117 条に定める損害賠償債務

③ 第三者に対して債務を負担した者は、委任者の氏名が証書面に表示されていないときまたは作成された委任状が有効でないときは、個人として義務を負ったものとみなす。発起人および資本増加の場合

の取締役は、これらの債務につき連帯して責任を負う。

第2款 持分およびその移転

第124条〔持分の名義額・受益者持分の発行禁止・共有者の権利行使〕

① 会社の資本は、1,000フラン以上の名義額を有する均等の持分にこれを分割する。

② 各持分は、利益の分配および残余財産の分配につき平等の権利を有する。会社資本を構成する持分のほか、資本を構成しない受益者持分を創設することができない。

③ 持分上の権利はこれを分割することができない。持分が数人の者により共有されているときは、会社は、会社に対する関係において持分権者とされる者1名が選定されるまでその持分に属する権利の行使を停止することができる。

第125条〔社員原簿〕

① 会社は、つぎに掲げる事項を記載する社員原簿を本店に備置しなければならない。

1° 各社員の明確な表示およびその有する持分の口数

2° 払込済額の表示

3° 持分の譲渡または移転が行なわれたことおよびその年月日。

生存者間の譲渡の場合は譲渡人および譲受人，死亡による移転の場合は取締役および受益者が譲渡または移転の年月日を記載しかつ署名しなければならない。

② 持分の譲渡または移転は、社員原簿にそれを記載したときから会社および第三者に対して効力を有する。

③ 社員または利害関係を有する第三者は、社員原簿の閲覧・謄写をなすことができる。

二
四
〇

第 126 条〔持分の譲渡または移転〕

① 社員の持分の生存者間における譲渡または死亡による移転の場合において、これにより社員の数が第 119 条第 4 項に定める限度を超えず、かつ譲渡しようとする持分に付着する権利を除き、資本の 4 分の 3 以上を有する社員の過半数の同意がないときは、その譲渡または移転は無効とする。ただし、定款をもってこの要件を加重しているときはこのかぎりではない。

② 前項の規定にかかわらず、定款に別段の規定がある場合を除き、つぎの者に対する持分の譲渡または移転については、前項に定める同意を必要としない。

- 1° 社員
- 2° 譲渡人または遺言者の配偶者
- 3° 直系尊属または直系卑属
- 4° 定款をもって承認されたその他の者

第 127 条〔持分譲渡の承認拒絶と持分の買取〕

① 定款に別段の定めがある場合を除き、生存者間における持分の譲渡について同意がえられなかった場合には、利害関係人は、管轄裁判所に対して不服申立をなすことができる。裁判所は、譲渡に反対する者を正式に呼出し、即決審理によって裁判しなければならない。

② 前項の裁判所は、会社の本店所在地を管轄する裁判所とする。

③ 持分の譲渡について同意を拒絶したことに理由がないと判断されたときは、譲渡に反対する社員は、裁判のときから 3 ヶ月以内に、定款に定める価格および条件にしたがい買主を指定しなければならない。定款に定めがない場合には、管轄裁判所は、利害関係人の間で合意が成立したときを除き、いずれかの当事者の申立により、他方の当事者を適法に呼出したうえ、その価格および条件を定めなければならない。

ない。買受権行使のときから5年を超える割賦払の期間を与えることはできない。買受けられた持分は、その代金全額の支払があるまでこれを譲渡することができない。

④ 持分の買受が前項に定める3ヵ月以内に行なわれなかったときは、譲渡人は、会社の解散を請求することができる。ただし、譲渡人は、3ヵ月の期間経過後40日以内にその権利を行使しなければならない。

第128条〔相続人および受遺者の持分の買取〕

① 会社の承認を得ることができないため、または社員数が法定の最高限に達しているために社員となることができなかった場合には、持分の相続人および受遺者は、移転を受けた持分の償還を会社に対して請求する権利を有する。

② 相続人および受遺者は、会社の取締役宛てに書留郵便により持分の買取を請求することができる。この場合には、取締役は、ただちに書留郵便の写しを各社員に送付しなければならない。

③ 当事者間で合意が成立せず、または定款に規定がない場合には、買取の価格および条件は遺言書の評価額を斟酌することなく、前条第3項にしたがって決定しなければならない。買取られた持分は、その代金全額の支払があるまでこれを譲渡することができない。

④ 買取が3ヵ月以内に行なわれなときは、相続人および受遺者は、存続期間満了前に会社の解散を請求することができる。

第3款 有限会社の業務執行

第129条〔取締役の選任〕

① 有限会社の業務執行は、社員または社員以外の1人または数人の有償または無償の受任者がこれを行なう。

② 有限会社の業務を執行する者は、任期を定めまたは定めずに、

社員がこれを選任する。

③ 定款に別段の定めがある場合、または社員全員の同意がある場合を除き、社員が会社の設立証書において任期を定めず選任した取締役は、社員であると否とを問わず、会社の存続期間を任期として選任されたものとみなす。取締役に与えられた権限は、重大な事由がある場合にかぎり、その全部または一部を剥奪することができる。

第 130 条〔取締役の権限〕

① 各取締役は、本法により社員総会に留保されている事項を除き、会社の目的を達成するために必要または有益なすべての行為をなすことができる。

② 各取締役は、第三者に対する関係において会社を代表し、原告または被告となるときは、会社を裁判上代表する。

③ 会社は、定款をもって取締役の権限を制限することができる。この制限は、公示のある場合といえども、これを第三者に対抗することはできない。

④ 会社は、前 3 項の規定にかかわらず、定款をもって単独または共同して会社を代表する権限を 1 人または数人の取締役に与えることができる。定款のこの条項は、第 10 条に定める条件をみたすときは、これを第三者に対抗することができる。

⑤ 会社は、会社の目的に属さない取締役の行為についても責任を負う。ただし、当該行為が会社の目的の範囲を超えることを第三者が知り、またはそのときの状況からみて知りうべきであったことを会社が証明したときはこのかぎりではない。定款の公示のみでは、その証明として十分でない。

第 131 条〔社債発行の禁止〕

有限会社は、社債発行の方法により金銭の借入をなすことができない。

第 132 条〔取締役の責任〕

取締役の責任については、株式会社の取締役の責任に関する第62条に定める規定を適用する。

第 133 条〔利益相反行為と取締役〕

① 会社と利益の相反する取引を行なう取締役は、第60条に定める手続にしたがわなければならない。

② 取締役が1人の場合に、その者が会社と利益の相反する取引を行なうときには、その旨を社員に報告し、かつ会社のために当該取引を行なう特別代理人を選任しなければならない。

第 134 条〔監査役の選任・権限・責任、社員の監督権〕

① 会社の監査は、設立証書によって指名され、かつ定款に定める一定の時期に改選される社員または社員以外の1人または数人の監査役にこれを委任しなければならない。

② 監査役の権限および責任については第65条に定める規定を適用する。

③ 前2項の規定にかかわらず、社員が5人を超えないときは、監査役を選任することを要しない。監査役が置かれていない場合には、各社員は監査役に認められた調査および監督の権限を有する。

第 135 条〔社員の決議方法、議決権の数および行使〕

① 社員による決定は、総会において議決権の過半数をもってこれを行なう。

② 反対の定めがある場合といえども、社員は各持分につき1個の議決権を有する。

③ 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、書面をもって議決権を行使または代理人によって議決権を行使することができる。

第136条〔株主総会に関する規定の準用〕

社員総会の決議は、株式会社に関する第70条、第70条の2、第72条、第73条、第74条第1項、第2項、第3項、第5項、および第76条の規定にしたがってこれを行なう。

第137条〔株式会社の計算書類に関する規定の準用、貸借対照表の提出・閲覧・謄写〕

① 財産目録および貸借対照表に関する第77条、78条および第79条の規定は、有限会社にこれを適用する。

② 前項のほか、貸借対照表には社員の会社に対する債務、および会社の社員に対する債務を社員の氏名を表示して特別に記載しなければならない。

③ 貸借対照表は、その承認があった日から30日以内に会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の書記局にこれを提出しなければならない。利害関係人は、書記局において貸借対照表を閲覧・謄写することができる。

第138条〔会社文書の記載事項〕

① 有限会社が発行するすべての証書、計算書、広告、刊行物、通信文、注文書およびその他の書類には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 商号

2° 明瞭かつ省略せずに記載された《有限会社》の文字または

《有限会社の形態をとる民事会社》という語句

3° 会社の本店所在地の明確な表示

4° 会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の所在地の表示および登記番号を付記した《商業登記》という文字もしくはその頭文字《R.C.》または省略しないで記載した《商事会社形態をとる民事会社登記》という語句

② 第1項に掲げる書面に資本の額を記載するときは、最終の貸借対照表にもとづく払込済の資本の額を表示しなければならない。貸借対照表上、純資産の額が払込済資本にみえないことが明らかである場合には、最終の貸借対照表にもとづく純資産の額を記載しなければならない。

③ 本店所在地の変更は、取締役の申請にもとづいて官報の付録にこれを公示しなければならない。

第138条の2〔文書作成者等の民事責任、取締役等の資格の表示〕

① 前条第1項および第3項の規定に違反する行為に参与した者は、場合により、会社が負担した債務につき個人として責任を負う。

② 同条第2項を無視して資本の額を過大に表示した場合には、第三者は、文書の作成に参与した者に対し、文書に表示された資本の額と払込済資本の額との差額相当額を請求することができる。

③ 取締役およびその他の代理人は、会社の責任を発生させる文書に、署名をなし、かつその直前または直後にその資格を表示しなければならない。

第4款 有限会社の存続期間および解散

第139条〔会社の存続期間〕

① 有限会社の存続期間は、30年を超えることができない。これよ

り長い存続期間を定款に定めたときは、これを30年とする。

② 会社は、定款変更につき定める方式にしたがい、存続期間を更新することができる。ただし、新たな存続期間は30年を超えることができない。

第 140 条〔損失による解散〕

① 資本の2分の1以上の損失が生じた場合においては、取締役は、会社解散の可否について、定款変更につき定める方式にしたがって決議する社員総会の審議に付きなければならない。

② 損失が資本の4分の3に達したときは、資本の4分の1にあたる持分を有する社員は、会社の解散を決定することができる。

③ 損失の発生により、会社の資本の額が200,000フラン未満となった場合には、利害関係人は会社を解散することができる。

第 7 節 協同会社

第 1 款 協同会社の性質および設立

第 141 条〔定義・第三者に対する持分譲渡の禁止・持分以外の証券発行の禁止〕

① 協同会社は、人数およびその出資額が変動する社員から成る会社をいう。この出資は、金銭の払込または現物出資の給付をもってこれを行なわなければならない。

② 出資を表章する持分は、これを第三者に譲渡することができない。

③ いかなる名称をもってするも、前項の持分以外の証券はこれを発行することができない。

第 142 条〔持分の譲渡制限〕

持分は、定款に定める条件にしたがい、社員間でこれを譲渡することができる。ただし、現物出資を表章する持分は、その発行後作成された第 2 回目の年次貸借対照表の提出後10日を経過した後でなければ、これを譲渡することができない。持分の種類、その発行年月日およびその譲渡禁止期間に関しては、これを証券および第 147 条に定める社員原簿に記載しなければならない。

第 143 条〔会社の名称、社員、受任者の責任〕

① 協同会社の商号には、社員の氏名を表示してはならない。この会社は、独自の名称をもって表示しなければならない。

② この会社は、7 人以上の社員をもって構成する。

③ この会社は、社員であると否とを問わず、1 人または数人の受任者がこれを管理する。受任者は、委任された事項についてのみ責任を負う。

④ 社員は、連帯しまたは分割して、無限にまたは出資額を限度として、責任を負う。

第 144 条〔設立証書の必要的記載事項—その 1〕

協同会社の設立証書には、つぎの事項を定めなければならない。これに反する設立証書は無効とする。

1° 協同会社の名称、その本店所在地

2° 協同会社の目的

3° 社員の明確な表示

4° 会社の現在または予定された資金の形成方法およびその最低額

二二二

第 145 条〔設立証書の記載事項—その 2〕

設立証書には、前条に定める事項のほか、つぎの事項を記載しなければならない。

- 1° 協同会社の存続期間。ただし、この期間は30年を超えることができない。
- 2° 社員の加入、脱退および除名の条件、ならびに出資の払戻の条件
- 3° 会社業務の管理および監督の方法およびその担当者、ならびに、必要ある場合には、業務執行者、取締役および監査役の選任および解任の手続、その権限の範囲および任期
- 4° 社員の権利、社員総会の招集手続、決議の成立に要する多数、および表決の方法
- 5° 利益の分配および損失の分担
- 6° 社員の全財産をもって、または一定の額を限度として、連帯しまたは分割して、会社の債務につき各社員が責任を負う範囲

第 146 条〔設立証書の記載欠陥の場合の補充規定、会計士監査役〕

① 前条に定める事項につき、設立証書に規定がないときには、つぎの定めによる。

- 1° 協同会社の存続期間は10年とする。
- 2° 社員は、会社から脱退することができる。社員は、契約不履行を理由とする場合に限り、これを除名することができる。総会は、社員の除名および加入を決定し、かつ、出資の払戻を許可することができる。
- 3° 会社は、株式会社における場合と同一の方法により 1 人の取締役および 3 人の監査役を選任する。取締役は業務を執行し、監査役は監査を行なう。

4° すべての社員は、総会で議決権を行使することができる。社員は平等の議決権を有する。総会の招集は、取締役の署名のある書留郵便をもってこれを行なう。総会の決議は、株式会社に關する規定にしたがってこれを行なう。

5° 利益の分配および損失の分担は、各年度ごとに、2分の1を社員間で平等に、残りの2分の1を出資の額に応じて行なう。

6° 社員は、すべて連帯責任を負う。

② 資金を公募する協同会社においては、監査役のうち少なくとも1人は、公認会計士協会の会員中からこれを選任しなければならない。この者は、会計士監査役と称する。

③ 本法に定める株式会社の会計士監査役に関するすべての規定は、協同会社の会計士監査役にこれを適用する。

第 147 条〔社員原簿の記載事項等〕

① 協同会社は、会社設立証書の記載事項を最初の頁に掲げ、かつ、つぎの事項を表示する社員原簿を備置かなければならない。1° 社員の氏名、職業および住所 2° 社員の加入、脱退または除名の年月日 3° 各社員の払込金額または各社員に対する払戻金額

② 第1項の社員原簿は、商事裁判所の裁判官の1人または市町村の長が、無料でこれに番号を付し、花押し、かつ査証しなければならない。

③ 第2項の花押しは、裁判所または市町村の官印をもってこれに代えることができる。

④ 出資の払込を行なった旨の記載には、これを受領した社員の署名を要する。

第2款 社員および会社資金の変更

第148条〔社員の加入〕

社員の加入を証明するため社員原簿には、当該社員の氏名に対置してその署名をさせ、かつ、これに続けて加入の年月日を記入させなければならない。

第149条〔社員の脱退〕

定款が社員に対して脱退する権利を認めている場合には、社員は、会社の営業年度の最初の6ヵ月以内にかぎり、脱退を申出ることができる。

第150条〔脱退の証明—その1〕

① 社員の脱退は、社員の証券および社員原簿上の脱退した社員の氏名欄の欄外にその事実を記載してこれを証明する。

② 前項の記載には、脱退した社員ならびに会社の業務執行および署名を行なう権限を有する者が、日付を付し、かつ、署名しなければならない。

第151条〔脱退の証明—その2〕

① 業務執行者が脱退の証明を拒否したときは、この脱退の申出は、会社の本店所在地を管轄する治安裁判所の書記局がこれを受理する。

② 書記官は、脱退の申出について調書を作成し、24時間以内に書留郵便をもって、会社へ通知しなければならない。

③ 前項の調書は、無印紙証書とし、かつ、無料で作成する。

第152条〔社員の除名〕

社員の除名については、業務執行者が議事録を作成し、かつ署名しなければならない。この議事録には、除名が定款にもとづいて決定されたことを証する事実を記載しなければならない。この議事録の記載は、社員原簿に転記し、その写しを、除名の日から2日以内に、除名された社員に宛てて書留郵便をもって送付しなければならない。

第153条〔出資の払戻〕

脱退した社員または除名された社員は、会社の清算を申立てることができない。これらの者は、脱退した日または除名された日の属する営業年度の貸借対照表にもとづいて、各自の持分の払戻を受けることができる。

第154条〔社員の死亡等による出資の払戻〕

① 社員が死亡し、破産し、または禁治産宣告を受けた場合には、その相続人、債権者または代理人は、第153条に定める方法により、その持分の払戻を受けることができる。

② 前項に掲げる者は、会社の清算を申立てることができない。

第155条〔脱退した社員および除名された社員の責任〕

脱退した社員または除名された社員はすべて、この者の責任を限度として、かつ、法律が5年より短い期間を定めている場合を除き、脱退の日または除名の日から5年間は、この者の退社が公示された年度末以前に会社が契約により負担したすべての債務につき、個人として責任を負わなければならない。

二
三
八

第156条〔社員の権利を表章する記名証券〕

① 各社員の権利は、記名証券をもってこれを表章する。この記名

証券には、会社の商号、社員の氏名、資格および住所、ならびにその加入の年月日を記載しなければならず、かつ社員ならびに会社の業務執行および署名をなす権限を有する者が署名しなければならない。

② 前項の記名証券には、社員がなした払込および社員の受けた払戻の額を、日付の順に記載しなければならない。この記載には、会社の代表者または社員が署名しなければならない。この記載は受取証としての効力を有する。

③ 前2項の記名証券には、定款の内容を記載しなければならない。

④ 記名証券については、印紙税を免除する。

第 157 条〔社員の債権者の権利〕

社員の債権者は、社員に属する利息および配当ならびに会社の解散の際に社員に分配される持分にかぎり、これを差押えることができる。

第 3 款 第三者の利益の保護

第 158 条〔財産目録の作成、準備金の積立〕

① 取締役は、毎年、定款に定める時期に、第77条に定める方式にしたがって、財産目録を作成しなければならない。

第 159 条〔協同会社の名称の表示〕

協同会社が発行するすべての証書、計算書、広告、刊行物およびその他の書類には、《協同会社》の文字を、商号の直前または直後に、明瞭にかつ省略せずに表示しなければならない。

第 160 条〔文書作成者の民事責任〕

前条の規定に違反する文書の作成に関与した者は、場合により、会社が負担した債務につき、個人として責任を負う。

第 161 条〔貸借対照表の提出〕

会社は、貸借対照表を、その承認の日から30日以内に、会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の書記局に提出しなければならない。

第 162 条〔社員名簿の提出〕

① 会社の業務を執行する者は、6ヵ月ごとに、全社員の氏名、職業および住所をアルファベット順に記載した社員名簿を、前条に定める商事裁判所書記局に提出しなければならない。この社員名簿には、署名者が日付を付し、かつ、その真正なる旨を証明しなければならない。

② 前項の署名者は、前項の名簿における虚偽の記載につき責任を負う。

第 163 条〔業務執行者の選任証書の提出〕

① 業務執行者は、その選任の日から1週間以内に、その権限を証明する証書の抄本を商事裁判所書記局に提出しなければならない。

② 業務執行者は、商事裁判所書記官の面前で署名をするか、またはこれを認証する公署証書を書記局に送付しなければならない。

第 164 条〔公衆の閲覧・謄写権〕

公衆は、社員名簿、業務執行者の権限を証する証書および貸借対照表を無料で閲覧することができる。公衆はだれでも、印紙を貼用しない申請書により、書記局に手数料を支払って、その写しを請求することができる。

第 8 節 会社の組織変更

第 165 条〔組織変更と会社の法人格〕

第2条に掲げる形態のいずれかをもって設立された会社が他の法形態を採るときにおいても、新たな形態のもとに存続する会社の法人格にはなんらの変更を生じない。

第166条〔合名会社の組織変更〕

① 合名会社から他の会社形態への組織変更は、社員全員の同意を必要とする。

② 前項の組織変更は、過去3ヵ月以内の日を作成日とする会社の資産および負債の状況を要約した書面を作成した後にこれを決議しなければならない。この書面には、組織変更後の資本の額を表示しておかなければならない。この資本の額は、上記書面に記載された純資産の額を超えてはならない。

③ 前項の書面に関して、社員によって選任された公認会計士は、報告書を作成し、とくに会社の状況を完全、忠実かつ正確に表示しているか否かを記載しなければならない。

第167条〔合名会社を除く各種の会社の組織変更の手続〕

① 合資会社、株式会社、株式合資会社、有限会社または協同会社から他の会社形態へ組織変更する場合には、業務執行者または取締役会が提案理由書を作成し、提案理由はこの議案を審議すべき社員総会の議事日程に掲げなければならない。この提案理由書には、過去3ヵ月以内を作成日とする会社の資産および負債の状況を要約した書面を添付しなければならない。この書面に関して、会計士監査役、これが置かれていないときは業務執行者または取締役会により選任された公認会計士は報告書を作成し、とくに、会社の状況を完全、忠実かつ正確に表示しているか否かを記載しなければならない。会社の純資産の額が会社の資産および負債の状況を要約した書面に記載された資本の

額を下るときは、その差額を報告書の末尾に記載しなければならない。

② 前項の報告書の写しおよび定款変更案は、これを社員原簿に登録された社員に対する招集通知に添付しなければならない。総会に出席するために定款所定の手続をとった者には、遅滞なくこれを交付しなければならない。すべての株主は、総会の2週間前より、株券を提示して、これらの書類の写し1通の無償交付を求めることができる。

第168条〔合名会社を除く各種の会社の組織変更の決議要件〕

§1

① 第167条に掲げる形態のいずれかをもって設立された会社が他の会社形態へ組織変更する場合には、第70条の2第3項、第5項および第6項に定める定足数および多数決の要件にしたがい、社員総会がこれを決議しなければならない。ただし、以下に掲げる特別規定の適用を妨げない。

② 合資会社および協同会社においては、社員の議決権は持分にに応じてこれを付与する。定足数についてもこれと同様に算定しなければならない。

§2 合資会社または株式合資会社の組織変更については、前項のほか、無限責任社員全員の同意を必要とする。

§3 数種の株式または持分が発行され、会社の組織変更がこれらの株式または持分の権利の内容の変更をもたらす場合には、第71条Aの規定を適用する。ただし、同条A第2項および第3項第1号を除く。総会は、第70条の2第3項、第5項および第6項に定める定足数および多数決の要件を各種の株式または持分ごとにみたすときにかぎり、
有効に審議することができる。

二
三
四

§4

① 新たな会社形態が合名会社または合資会社であるときは、社員

全員の同意を得なければならない。

② 新たな会社形態が株式合資会社であるときは、無限責任社員として指名された社員の同意を得なければならない。

③ 株式合資会社または協同会社から株式会社へ組織変更する場合には、第70条の2第4項の規定を適用する。

④ 合資会社、株式合資会社、有限会社または株式会社が協同会社へ組織変更する場合において、協同会社の社員の責任がその出資額を限度とするものではないときは、社員全員の同意を必要とする。

§5

① 会社が設立後2年を経過していない場合または定款に他の会社形態を採ることができない旨の定めがある場合には、組織変更は、いかなる場合においても、社員全員の同意を必要とする。この定款の条項は、社員全員の同意を得ないかぎりこれを変更することができない。

② 定款に、持分または株式の譲渡につき、本条 §1 に定める定数および多数決の要件を加重した決議要件をもって社員総会の承認を要する旨の定めがある場合には、組織変更は、この要件をみたしたときにかぎりこれを決議することができる。

§6

① 協同会社において、すべての社員は、定款に別段の定めがある場合といえども、組織変更を審議すべき社員総会の招集通知をうけたときは、会社の営業年度中いつでもかつなんらの条件を備えることなく、脱退の申出をすることができる。脱退の申出は、社員総会の会日のすくなくとも5日前に発信する書留郵便をもって会社に通知しなければならない。脱退の申出は、組織変更の提案が承認された場合にかぎり効力を有する。

② 社員総会の招集通知には、前項の規定を転記しなければならない。

第 169 条〔新定款の確定〕

① 会社の目的を変更する条項を含む新たな形態をとる会社の定款は、組織変更の決議後ただちに、組織変更につき必要とされる定足数および多数決の要件と同一の要件にしたがいこれを確定しなければならない。

② 新定款が確定されないときは、組織変更の決議はその効力を生じない。

第 170 条〔組織変更証書、新定款等の作成、公示、第三者対抗要件〕

① 組織変更は、公署証書によってこれを証明しなければならない。これに反する組織変更は無効とする。

② 公署証書には、第 166 条および第 167 条にしたがい会計士監査役または公認会計士の作成した報告書の結論を転記しなければならない。

③ 組織変更証書および定款は、第10条 §1 第 1 項および第 2 項、同条 §2 および §3 にしたがい、これを同時に公示しなければならない。組織変更証書はその全文を公示しなければならない。定款は、第 6 条ないし第 9 条に定める区分にしたがい、その全文またはその抄本をもってこれを公示しなければならない。

④ 公署証書または私署証書による委任状および会計士監査役または公認会計士の報告書は、その謄本または原本をもって、関連する組織変更証書および定款と同時に提出しなければならない。なにびとも第10条 §2 第 2 項および第 3 項に定める条件にしたがい、提出された書面の閲覧・謄写または写しの交付を求めることができる。

⑤ 組織変更は、第10条 §4 に定める条件をみたす場合には、これをもって第三者に対抗することができる。

三
三
二

第 171 条〔設立手続、発起人の責任に関する規定等の適用除外〕

① 第29条の2、第30条第1項第2号ないし第5号、第31条第2項、第32条、第33条および第35条の規定は、株式会社への組織変更の場合にはこれを適用しない。

② 第29条の2、第30条第1項第2号ないし第5号、第32条および第33条の規定ならびに第108条の規定のうち発起人の責任を規定する部分は、株式合資会社への組織変更の場合にはこれを適用しない。

③ 第30条第1項第2号ないし第5号および第123条の規定は、有限会社への組織変更の場合にはこれを適用しない。

第 172 条〔無限責任社員、業務執行者または取締役の特別責任〕

組織変更後の会社の無限責任社員、業務執行者または取締役は、反対の定めがあるときといえども、つぎに掲げる債務につき利害関係人にたいして連帯して責任を負う。

1° 株式会社または株式合資会社への組織変更後会社が7人以上の社員を有するにいたるときまでに約定された債務

2° 有限会社への組織変更後、社員に夫婦を含む会社が少なくとも3人の社員を有するにいたるときまでに約定された債務

3° 有限会社への組織変更後、社員のなかに法人が含まれている間に約定された債務

4° 有限会社への組織変更後、無能力者が第119条第3項の規定にしたがって代理されていない場合において、その状態が補正されるまでに約定された債務

5° 第118条、第143条第2項、第144条および第170条第1項の不遵守による無効の直接の結果として生じた損害賠償義務ならびに第1項第2号ないし第5号を除く第30条、第30条第1項第2号ないし第5号を準用する部分を除く第121条、および第

170 条第 2 項に定める事項の記載がないかまたは虚偽の記載が
なされたことの直接の結果として生じた損害賠償債務

第 173 条〔組織変更における無限責任社員の責任の範囲〕

① 合名会社、合資会社または株式合資会社が他の形態の会社に組織変更した場合において、無限責任社員は、組織変更後においても、第10条 §4 の規定にしたがい組織変更証書が第三者に対する対抗力を取得するまでに生じた会社の債務につき、第三者に対し連帯して無限の責任を負う。

② 合名会社、合資会社または株式合資会社へ組織変更する場合において、無限責任社員は、組織変更前の会社の債務につき第三者に対して無限の責任を負う。

③ 株式会社、株式合資会社または有限会社が協同会社へ組織変更する場合において、第 144 条第 4 号に定める最低資本額は、組織変更前の会社の資本の額と同一でなければならない。

④ 社員の責任がその出資額に限られない協同会社がすべての社員または一部の社員の責任が出資額を限度とする会社へ組織変更する場合には、協同会社の社員は、組織変更後においても、第10条 §4 の規定にしたがい組織変更証書が第三者に対する対抗力を取得するまでに生じた会社の債務につき、協同会社の社員としての責任の限度において、第三者に対して責任を負う。

第 174 条〔合名会社の社員の死亡と組織変更等〕

① 合名会社の定款に、社員の 1 人が死亡したときに、会社は全部または一部の権利承継人とともに継続し、権利承継人は有限責任社員の資格を有する旨の定めがある場合には、この定款の規定にもとづく組織変更については、第 166 条ないし第 172 条ならびに第 173 条第 3

項および第4項の規定を適用しない。

② 前項の組織変更は、公署証書または私署証書によってこれを証明し、この証書は第7条aおよび第10条に定める方式にしたがいこれを公示しなければならない。

第9節 当座組合および匿名組合

第175条〔当座組合〕

① 当座組合とは、商号を用いずに、1種または数種の特定の商取引をなすことを目的とする組合をいう。

② 組合員は、取引の相手方たる第三者に対し、他の組合員と連帯して責任を負う。

第176条〔匿名組合〕

匿名組合とは、1人または数人の組合員が自己の名をもって営業する1人または数人の営業者の営業に出資する組合をいう。

第177条〔当座組合および匿名組合の本質〕

当座組合および匿名組合は、組合員間で定めた目的、形態、利益分配の割合およびその他の条件をもって、組合員相互の関係において存在する。

第10節 会社の清算

第178条〔清算中の会社とその旨の表示義務〕

① 解散後の会社は、清算のために存続するものとみなす。

② 解散会社が発行するすべての文書には、会社が清算中である旨を記載しなければならない。

第 179 条〔清算方法の決定と清算人の選任〕

① 定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会は清算の方法を決定し、かつ清算人を選任しなければならない。合名会社および合資会社においては、その決議は持分の4分の3を有する社員の過半数の賛成がある場合にかぎり、これを有効とする。この多数決による決議のないときは、裁判所が決定する。

② 清算人は合議体を構成し、第67条に掲げる規定にしたがって決議しなければならない。

第 180 条〔清算人の擬制〕

清算人の選任がないときは、合名会社または合資会社および協同会社においては業務執行社員が、株式会社においては取締役が、第三者に対する関係では清算人とみなされる。

第 181 条〔清算人の権限〕

定款および選任行為に別段の定めがある場合を除き、清算人は、会社のためにすべての訴訟を提起しかつ維持し、すべての弁済を受領し、弁済の有無を問わず担保を解除し、会社のすべての動産および有価証券を換価し、手形・小切手を裏書譲渡し、すべての紛争について和解をなしまたは仲裁に付することができる。清算人は、不動産の売却が会社債務を弁済するために必要なものと判断するとき、または社員の数が7人以上であるときは、公売によって会社の不動産を譲渡することができる。

二
八

第 182 条〔総会の許可を条件とする清算人の権限〕

清算人は、第 179 条の規定にしたがって行なわれる社員総会の許可を受けた場合にかぎり、財産を換価するまで会社の営業を継続し、会社債務を弁済するために金銭を借入れ、手形・小切手を発行し、会社財産に抵当権または質権を設定し、会社の不動産を任意譲渡し、かつ他の会社に会社資産を出資することができる。

第 183 条〔社員に対する払込請求権〕

清算人は、会社債務および清算費用の弁済のため必要あるときは、社員が会社に対して払込義務を負う金銭の支払を請求することができる。

第 184 条〔債務の弁済〕

① 清算人は、債権額の割合に応じて、かつ弁済期の到来した債務か否かを区別することなく、会社債務を弁済しなければならない。弁済期の到来していない債権については、その期限までの法定利息を控除しなければならない。ただし、担保権者の権利を害することはできない。

② 前項の規定にかかわらず、資産が著しく負債を超過しているとき、または弁済期の到来していない債権を有する債権者が十分な担保を有するときは、清算人は、自らの責任において、弁済期の到来した債権から先に弁済することができる。ただし、債権者の裁判上の請求権の行使を妨げない。

第 185 条〔残余財産の分配・株式の買戻〕

① 清算人は、債務の弁済に必要な金銭を支払いまたはこれを供託

した後に、金銭または均等に配分することのできる動産および有価証券を社員に分配しなければならない。清算人は、現物分割をするために保全義務を負っていた財産を社員に引渡さなければならない。

② 清算人は、第 182 条に定める総会の許可を条件として、証券取引所において、または買入の申出もしくは募集によって、会社の株を買戻すことができる。すべての社員は、これらの行為に参加することができる。

第 186 条〔清算人の責任〕

清算人は、社員および第三者に対して、その委任事務の執行および業務執行に関する過失について責任を負う。

第 187 条〔年次清算報告と貸借対照表の公告〕

清算人は、毎年、清算の状況を記載する報告書を総会に提出しなければならない。この報告書には、清算の終了を妨げている原因を付記しなければならない。このほか、株式会社においては、貸借対照表を公告しなければならない。

第 188 条〔清算の結了〕

① 清算が終了したときは、清算人は、総会において会社財産の使用について報告し、かつ決算書および証拠書類を提出しなければならない。総会は、これらの書類を審査するために検査役を選任し、検査役の報告後に清算人の職務の執行について決定を行なう新総会の会日を定めなければならない。

② 清算の終了は、第10条の規定にしたがって、これを公示しなければならない。

③ 前項のほか、つぎの事項をも公示しなければならない。

- 1° 少なくとも5年間は保存すべき会社の帳簿および書類の寄託場所として、総会が指定した場所
- 2° 債権者または社員に帰属しているが、これらの者に交付することのできない金銭・動産または有価証券の供託方法

第11節 訴権および時効

第 189 条〔合名会社・合資会社の社員，株式会社合資会社の業務執行者の責任と会社の責任との関係〕

会社債務にもとづき，合名会社または合資会社の社員，および株式会社合資会社の業務執行者自身に対して支払を命じる判決は，会社に対して支払を命じる判決のあるまではこれを行なうことができない。

第 190 条〔会社債権者の出資履行請求訴権〕

① 会社債権者は，すべての会社において，定款に定められている社員の払込がその債権を保全するために必要なときは，この払込を裁判所に命令させることができる。会社は，弁済期までの法定利息を控除した金額で会社債権者の有する債権を償還することにより，当該訴権を排除することができる。

② 業務執行者または取締役は，前項の目的でなされた判決にもとづき，社員に対して払込を請求する義務を負う。

③ 会社債権者は，民法典第1166条の規定にしたがって，社員または株主が履行義務を負い，かつ定款，会社決議または判決によって払込を受けうる会社の権利を代位行使することができる。

民法典第1166条〔債権者代位権〕

債権者は，債務者の一身に専属する権利を除き，債務者のすべての権利および訴権を行使することができる。

第 191 条〔特別検査役の選任〕

① 商事裁判所は、特別の事情がある場合には、持分の 5 分の 1 を有する株主または社員の申請にもとづき、会社の帳簿および計算書類の検査の任務を負う 1 人または数人の検査役を選任することができる。この場合には、会社に対して呼出状を送達する。

② 商事裁判所は、当事者を評議部で聴問し、かつ公開法廷で決定する。

③ 前項の決定は、調査事項を明確にし、かつ費用の予納額を決定しなければならない。これらの費用は、確定された事実から生ずる訴訟の費用にこれを算入することができる。

④ 検査役の報告書は、商事裁判所の書記局にこれを提出しなければならない。

第 192 条〔当座組合員、匿名組合員に対する訴権〕

① 当座組合の組合員に対しては、直接にこれを訴えなければならない。

② 第三者と出資の限度においてのみ責任を負う匿名組合員との間には、いかなる直接訴権も存在しない。

第 193 条〔会社に対する訴権の消滅時効〕

会社に対する訴権は、個人に対する訴権と同一期間の経過によって時効により消滅する。

第 194 条〔特別の消滅時効〕

つぎの訴権は、以下の起算点から 5 年を経過したときに時効により消滅する。

社員または株主に対する訴権については、これらの者の会社からの

脱退または会社の解散が公示された時または契約による期限が到来した時。

第三者の違法配当返還請求訴権については配当の時。

清算人に対する訴権については、第 188 条に定める公示の時。

職務に関する行為にもとづく業務執行者、取締役、監査役、清算人に対する責任追及訴権については、これらの行為が行なわれた時、これらの行為が故意にかくされていたときは、それが明らかになった時。

第13条の3第1項第1号および第2号にもとづく、株式会社、有限会社または株式合資会社の設立無効訴権については、設立証書が少なくとも5年以内に適法に作成されているときは、設立公示の時。ただし、損害賠償の請求を妨げない。

協同会社の設立無効訴権については、設立証書が少なくとも5年以内に適法に作成されているときは、その設立公示の時。この場合には、損害賠償の請求を妨げない。ただし、その存在が本法に反する協同会社の設立無効は、時効期間が経過した後においても、これを請求することができる。

第 195 条〔外国に住所を有する会社役員の住所〕

外国に住所を有する業務執行者、取締役、監査役および清算人は、その任期中は、会社の本店を住所として選定したものとみなす。会社の業務に関し、および業務執行・監査の責任に関して、これらの者に対する呼出しおよび通知は、会社の本店に宛ててこれを行なうことができる。

第12節 外国で設立された会社

第 196 条〔ベルギーにおける外国会社の活動能力〕

外国で設立されかつ外国に本店を有する株式会社およびその他の商業、工業または金融業を目的とする社団法人は、ベルギーにおいて事業活動を行ない、かつ裁判所に出訴することができる。

第 197 条〔内国会社と同一の規定にしたがう外国の会社〕

ベルギーに主たる営業所を設けるすべての会社については、設立行為が外国で行なわれたときといえども、ベルギー法を適用する。

第 198 条〔ベルギーに支店等を有する外国会社〕

① 設立証書および貸借対照表の公示に関する規定ならびに第81条は、ベルギーに支店その他の営業所を設ける外国会社にこれを適用する。

② ベルギーにおける営業所の業務執行を担当する者は、第三者に対して、ベルギー会社の業務を執行する場合と同一の責任を負う。

第 199 条〔外国会社の証券に関する規定〕

① 外国会社の証券の公衆に対する発行、情報提供、募集および売
出、これらの証券の証券取引所への正規の上場は、これらの行為に先
立ち、当該会社の設立証書を官報の付録に公示することを要し、かつ
ベルギー会社の証券の公衆に対する発行、情報提供、募集、売
出および正規の上場について定められた条件にしたがわなければならない。

② 証券を証券取引所に正規に上場しているすべての外国会社は、
本法の規定にしたがって、その設立証書、貸借対照表および損益計算
書を公示する義務を負う。これらの規定にしたがわない会社の証券は、
上場を維持することができない。

二
二
二

第13節 罰 則

第 200 条〔総会参加に関する罪〕

つぎに掲げる者は、これを50フラン以上10,000フラン以下の罰金に処する。

本法にしたがって設立された会社において、株式または社債が自己に属しないにもかかわらず、その権利を有する者として出席し、株主総会または社債権者総会の決議に参加した者。

上記の違反行為を行なわしめるために、株券または社債券を交付した者。

第 201 条〔公示義務の違反等に関する罪〕

つぎに掲げる者は、これを前条と同一の刑に処する。

1° 第36条、第40条、第84条、第87条および第 199 条に定める通知書を公示しなかった者

2° 直接または他人を介して、有限会社の持分の公募または社債の売出を開始した者

3° 官報に公示された設立証書、設立証書の原案または通知書において、公衆にあてて出された委任状、申込証、目論見書、回状において、掲示および新聞広告の掲載において、第 7 条 b 項、第29条、第30条、第32条、第34条、第36条、第37条、第40条、第84条、第85条、第87条、第 120 条、第 121 条、第 122 条、第 170 条第 2 項および第 199 条に定める記載を行なわなかった者

3°-2 第34条および第 167 条に定めるところにしたがい、会計士監査役または公認会計士の報告書を添付すべき特別報告書を提出しなかった業務執行者または取締役

3°-3 第166条に定める会社の資産および負債の状況を要約した書面を作成せず、または公認会計士を選任しなかった合名会社の社員

3°-4 営業年度の終了後12ヵ月以内に、貸借対照表および損益計算書を総会に提出しなかった業務執行者または取締役

4° 第80条、第137条および第161条の規定に違反して、貸借対照表および損益計算書を公示せず、または商事裁判所の書記局に提出しなかった業務執行者または取締役

5° 招集が請求された日から3週間以内に、第73条第2項および第91条に定める総会を招集しなかった取締役、監査役または清算人

6° 第64条の4の規定に違反して、監査役または会計士監査役の職務を行ない、または引続きその職務を行なっている者

7° 第64条の5の規定に違反して、委任または雇用を受諾した者

第202条〔引受または払込の仮装等に関する罪〕

つぎに掲げる行為によって、会社の株式、社債またはその他の証券の引受もしくは払込または買入を勧誘した者は、これを詐欺にあたるものとみなし、刑法典に定める刑に処する。

会社に対する引受または払込の仮装。

引受または払込のないことを知りながら、これがなされたものと公示する行為。

選任行為がないことを知りながら、特定の者がなんらかの資格において、現に会社に関係しまたは関係するものとして、その者の氏名を公示する行為。

虚偽であることを知りながら、上記以外の事実を公示する行為。

二
一
〇

第 203 条〔会社証券の価格操作に関する罪〕

なんらかの欺罔的な手段によって、会社の株式、社債またはその他の証券の価格を操作した者、または操作しようとした者は、これを 1 ヵ月以上 2 年以下の禁錮および 300 フラン以上 10,000 フラン以下の罰金に処する。

第 204 条〔欺罔行為に関する罪〕

つぎに掲げる者は、これを 1 ヵ月以上 1 年以下の禁錮および 50 フラン以上 10,000 フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。

- 1° 第 94 条に掲げる流通におかれている社債に関する報告書に、欺罔する意思をもって不実の記載をなした業務執行者または取締役
- 2° 欺罔の目的をもって、第 80 条、第 137 条および第 161 条の規定に違反して、貸借対照表および損益計算書を公示せず、または商事裁判所の書記局にこれを提出しなかった業務執行者または取締役
- 3° 欺罔の目的をもって、第 201 条に掲げる通知書を公示せず、または記載を行なわなかった者
- 4° 会社の証券を証券取引所に上場するにさいして、不当な手数料を受領しもしくはこれを約束した者、またはなんらかの報酬または利益を得ようとした者
- 5° 第 64 条の 2 の規定に違反した取締役
- 6° 第 64 条の 3 の規定に違反した取締役
- 7° 第 101 条の 3 第 3 項に掲げる報告書を銀行委員会に提出することなく、転換社債もしくは株式引受権付社債を発行し、または第 101 条の 3 第 4 項に定める総会の招集、審議もしくは社債

の発行の停止命令を無視した会社の取締役

8° 第 101 条の 3 第 3 項に掲げる書面において、故意に不正確または不完全な情報を銀行委員会に提供した者

9° 第 101 条の 3 第 5 項の規定に違反した者

第 205 条〔違法配当に関する罪〕

財産目録を作成することなく、財産目録の記載内容に反しまたは虚偽の財産目録によって株主または有限会社の社員に対し真実の利益にもとづかない配当金または利息を分配した業務執行者または取締役は、これを50フラン以上10,000フラン以下の罰金に処し、かつ1ヵ月以上1年以下の禁錮を併科することができる。

第 206 条〔会社証券の買戻等に関する罪〕

取締役、監査役、業務執行者または監査委員会の構成員がつぎに掲げる行為を故意に行なったときは、これを前条と同一の刑に処する。

資本または法定準備金の取崩による株式または持分の買戻。

会社の株式または持分を引当とする会社資金の貸付または前払。

方法の如何を問わず、会社の費用をもってする株式の払込。

本法に定める方法および時期にしたがい現実に履行されていない払込を払込済として承認する行為。

第 207 条〔計算書類等の作成に関する罪〕

欺罔の意思または害意をもって、本法または定款に定める貸借対照表または損益計算書において、つぎに掲げる虚偽の行為を行なった者は、これを懲役刑および26フラン以上2,000フラン以下の罰金に処する。

仮設人の署名。

文書もしくは署名の偽造または変造。

仮空の契約書，処分証書，債務証書もしくは受領証書の作成，またはこれに関する事項を時機を外して貸借対照表もしくは損益計算書に記載すること。

契約条項，申告書の記載事項の付加・変更またはこれらの証書が受理もしくは確認の対象とされているときは，その事実の付加または変更。

第 208 条〔不正な計算書類等の行使に関する罪〕

前条の虚偽の書類を行使した者は，虚偽の書類を作成した者と同一の刑に処する。

第 209 条〔前 2 条の罪の発生時点〕

前 2 条の罪の適用については，貸借対照表は，これが株主または社員の閲覧に供せられたときから存在するものとする。

第 210 条〔刑法典の適用〕

刑法典第 1 編は，第 7 章および第 85 条を除外することなく，本節に定める罪にこれを適用する。

第 211 条〔罪となるべき事実の証明〕

業務執行または監査に関する行為にもとづき，株式会社，有限会社，株式会社および協同会社の業務執行者，取締役および監査役に対する罪となるべき事実の証明は，すべて通常の方法によりこれを行なうことができる。反対証明の場合を除き，新聞に関する 1831 年 7 月 20 日命令第 6 条，第 7 条および第 8 条の規定にしたがい，同一の方法によってこれを行なうことができる。

追 加 規 定

第 212 条〔民事会社から株式会社への組織変更〕

① 民事を目的とする会社は、その性格を維持しながら本章の規定にしたがい商事会社の形態をとることができる。

② 鉱山業を目的とする民事会社は、その設立時期のいかんを問わず、設立証書の規定をもって禁止している場合を除き、特別に招集された総会の決議により株式会社に組織変更することができる。この総会は、株式会社の定款を確定しなければならない。総会の決議は、持分の 5 分の 3 以上を有する者の賛成のある場合にかぎり、これを有効とする。

第 213 条〔株券および社債券に対する印紙の貼用〕

会社の株券および社債券は、印紙を貼用するために、会社の本店所在地を管轄する特別印紙税局にこれを提出しなければならない。印紙貼用のために提出された株券および社債券については会社別の特別口座を特別印紙税局に開設しなければならない。徴税官は、請求あるときは、印紙代のほかに 1 フランの手数料を受領して、指定された会社に関する口座の写しを交付する。

経 過 規 定

第 214 条〔1973 年 3 月 6 日法律第 33 条により廃止〕

第 215 条〔本法の適用をうける会社〕

① 本法の規定は、1873 年 5 月 18 日の法律にしたがって設立された

会社に対してこれを適用する。

② 前項の規定にかかわらず、第 101 条は、本法施行前に発行された社債にはこれを適用しない。

第 216 条〔本章施行前に設立された会社と本章の適用〕

① 本章施行前に設立された株式会社は、本章の規定に抵触する定款の条項を削除し、かつ本章の規定にしたがう場合にかぎり、定められた存続期間を超えて存続することができる。

② 前項に定める会社は、前項と同一の条件にもとづき、その定款を変更することができる。ただし、この場合には政府の許可を必要としない。

③ 前項の規定にかかわらず、鉄道その他の公共事業を営むため免許に服する会社は、この場合には引続き現行定款に定める監督または監査を受ける。

④ 本法第70条および第71条は、定款に別段の定めがある場合といえども、前各項の会社に対して当然にこれを適用する。

第 217 条〔設立無効に関する特則〕

1886年5月22日法の公布後1年間その有効性を争われることなく適法に活動している会社の場合には、1808年の商法典第42条ないし第45条および1873年5月18日法律第29条にもとづき、鉱山業または採石業を目的とする会社の場合には、商事会社形態をとることを許可されていなかったことにもとづき、これらの会社の設立無効を宣告することはできない。ただし、前記第29条違反にもとづく無効訴権の時効期間は、本条の規定をみたしたことを確認する公署証書を公示した日から進行する。

第 218 条〔組織変更に関する特則〕

すべての会社は、第70条第2項および第168条 §5 の規定にかかわらず、第8節に定める条件にしたがってその組織を変更することができる。会社が、定款の条項により他の法形態をとることを禁じられ、かつ第8節の規定の施行前にその定款の条項が設けられている場合についても同様とする。

第 219 条〔各種証券の併合〕

① 資本を構成しまたは構成しない株券、証券、持分または小割券は、1945年1月1日以前に設立された会社においては、定款に別段の定めがある場合といえども、1955年12月31日までは新たな証券に併合することができる。

② 取締役会は、併合の理由を記載した報告書を作成し、その旨を議事日程に掲げなければならない。報告書の写し1通は、記名株主に対する招集通知に添付しなければならない。総会に出席するために定款所定の手続をとった者に対しても遅滞なくこの写しを交付しなければならない。すべての株主は、総会の開催される2週間前より、株券を提示して報告書の写し1通の無償交付を求めることができる。

③ つぎの各号の規定は、定款に別段の定めがある場合といえども、これを適用する。

1° 数種の株式、証券または持分が発行されている場合には、併合の対象として定められた種類の証券の所持人にかぎり、当該種類証券の所持人総会に出席することができる。

2° 第70条第3項、第4項および第5項に定める定足数および多数決の要件は、併合が提案されている証券の種類ごとにみたさなければならない。

3° 各種類証券は、資本を構成しない証券といえども、議決権を

有する。

- 4° 小割券の所持人は、総会に出席することができる。ただし、議決権の数は、最小小割券が1個の議決権を有するものとして計算する。
- 5° 証券の交換期間は、交換開始の時から6ヵ月を下ることができない。
- 6° 証券の交換開始後に支払を受けるべき配当金は、新証券から切離されるクーポンの交付と引換えに、または併合されていない証券および小割券の名義書換後においてのみ、これを支払うことができる。